# 一般廃棄物処理基本計画

平成 30 年 3 月

中城村

# 目 次

弗 1.	早 基本計画末正の趣旨	
1.	計画策定の趣旨	1
2.	基本計画の位置づけ	2
3.	計画期間	4
【ごみ	· ·処理編】	
	・ 章 ごみ処理の現状と将来動向	
	人口及び産業の動向 ····································	5
	ごみ処理の流れ	
	収集・運搬の現況	
	中間処理の現況	
	最終処分の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	減量化・資源化の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	沖縄県内の市町村との比較	
第3	章 減量化目標の設定	
1.	減量化の目標	23
第4	章 ごみ処理基本計画	
1.	計画の基本理念	27
2.	計画の基本方針	27
3.	基本方針に沿った各種施策や取組	28
4.	施策や取組の実施による将来のごみ量	39
【生活	排水処理編】	
	章 生活排水処理の現状と将来計画	
	生活排水処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	下水道整備状況	
	汚泥再生処理センター	
4.	生活排水対策等	44
資料網		
1.	中城村の概況	45
2.	廃棄物関連法令	49
3.	沖縄県における一般廃棄物処理の現状	74
4	廃棄物処理関係用語集	റ്ററ

## 第1章 基本計画策定の趣旨

#### 1. 計画策定の趣旨

わが国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造を見直し、持続可能な循環型社会 (注) を形成していくために、「循環型社会形成推進基本法」(平成 13 年 1 月完全施行) を施行し、循環型社会を推進していくための基本的枠組みを定めた。

さらに、平成24年4月に閣議決定された第四次環境基本計画においては、持続可能な社会は「健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」と定義されている。

これを実現する上で、ごみの発生抑制及び再生利用、並びに適正な処理やエネルギー回収と言った取組など、住民一人ひとりや事業者、並びに本村のごみ行政に課せられた役割は大きくなってきている。

一方、生活排水に関しては、健全な都市環境の整備、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の保全を進めるため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置を計画的に行っているところであり、将来的には本村の全域を水洗化する計画である。

基本計画策定にあたっては、今後 10 年間の本村におけるごみの発生抑制や再生利用などについて、基本理念に基づく基本方向を定め、各種施策を展開し、循環型社会の形成に向けた取組を推進していくこととする。

(注)循環型社会:大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直し、ごみの発生抑制や再生利用を実践し、天 然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

## 2. 基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画(以下、「基本計画」という。)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に基づき、一般廃棄物(ごみ及び生活排水)に関して市町村が策定するマスタープランである。

基本計画は図1-1に示すような法体系の中に位置づけられている。

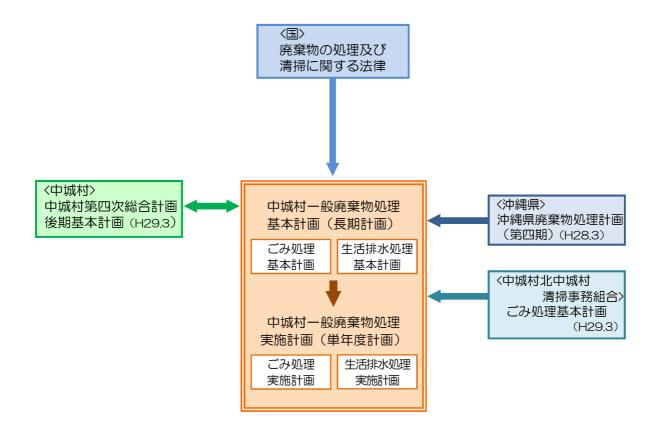
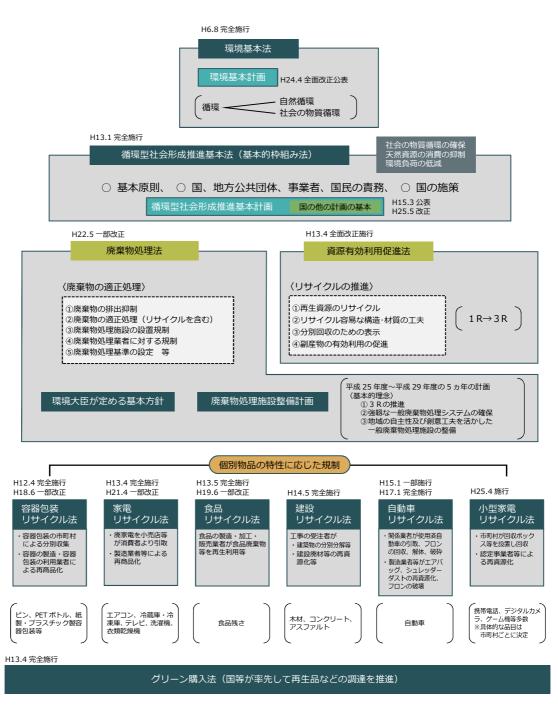


図 1-1 基本計画の位置づけ



※資料を基に一部変更を行っている。

資料:「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(平成23年版)」環境省

図 1-2 循環型社会の形成の推進に係る法令

#### 3. 計画期間

基本計画の計画期間は、計画策定からおおむね  $10\sim15$  年間で設定し、おおむね 5 年後を目途に見直しを図ることとされている。

基本計画の計画期間は、2018 (平成30) 年度から2027年度までの10年間とする。また、計画期間を5年ごとに区切り、前期計画期間を2018 (平成30) 年度~2022年度、後期計画期間を2023年度~2027年度とする。

ただし、計画の前提条件などに大きな変化があった場合は、必要に応じ基本計画を見直 していくものとする。



図 1-3 基本計画の計画期間

## 第2章 ごみ処理の現状と将来動向

## 1. 人口及び産業の動向

本村の人口は増加傾向を示しており、最近の 10 年間では毎年約 300~500 人程度増加している。

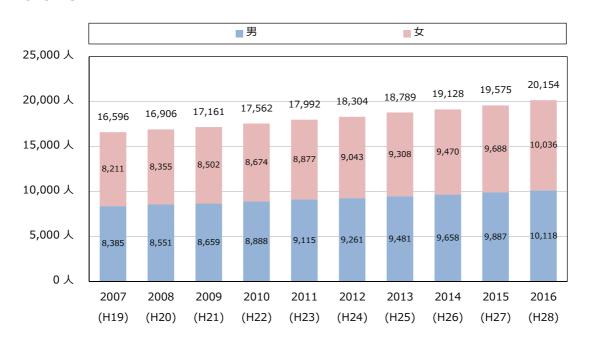


図 2-1 中城村の人口推移

表 2-1 中城村の人口の推移

在中		#### (##)		
年度	男	女	計	世帯数(世帯)
2007(平成 19)年度	8,385	8,211	16,596	5,910
2008(平成 20)年度	8,551	8,551 8,355 16,906		6,119
2009(平成 21)年度	8,659	8,502	17,161	6,262
2010(平成 22)年度	8,888	8,674	17,562	6,516
2011(平成 23)年度	9,115	8,877	17,992	6,751
2012(平成 24)年度	9,261	9,043	18,304	6,930
2013(平成 25)年度	9,481	9,308	18,789	7,209
2014(平成 26)年度	9,658	9,470	19,128	7,388
2015(平成 27)年度	9,887	9,688	19,575	7,637
2016 (平成 28) 年度	10,118	10,036	20,154	7,977

※各年度 9 月末現在 資料:「住民基本台帳」 本村の産業別就業者数は、第3次産業の割合が大きく、次いで第2次産業、第1次産業の順となっている。

産業別の就業者数の推移は、第1次産業は減少傾向にあり、第2次産業は建設業がほぼ 横ばい傾向、製造業は増加傾向にある。第3次産業については区分内容が異なっており、 単純に比較はできないが、多くの分野で増加傾向にある。

表 2-2 中城村の産業別就業者数の推移

		2005(平	成 17)年	2010(平成 22)年		2015(平成 27)年	
	区分	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
第	1 次産業	440	6.7	404	5.6	286	3.4
	農業	409		372		270	
	林業	0		0		0	
	漁業	31		32		16	
第	2 次産業	1,451	22.1	1,444	20.1	1,601	18.9
	鉱業、採石業、砂利採取業	3		2		1	
	建設業	1,033		959		1,056	
	製造業	415		483		544	
第	3 次産業	4,661	71.0	5,350	74.3	6,573	77.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	38		45		64	
	情報通信業	101		135		220	
	運輸業、郵便業	282		366		338	
	卸売業、小売業	1,177		1156		1,244	
	金融業、保険業	83		96		106	
	不動産業、物品賃貸業	48		129		162	
	学術研究、専門・技術サービス業	_		184		254	
	宿泊業、飲食サービス業	281		361		461	
	生活関連サービス業、娯楽業	_		317		367	
	教育、学習支援業	429		563		707	
	医療、福祉	762		1037		1,386	
	複合サービス業	69		52		87	
	サービス業 (他に分類されないもの)	1,117		587		759	
	公務 (他に分類されるものを除く)	274		322		418	
分数	質不能の産業	10		315		329	
	合計(分類不能を含む)	6,562		7,513		8,801	

※合計には分類不能の産業の就業者も含む。

資料:「国勢調査」(総務省)

#### 2. ごみ処理の流れ

本村のごみの排出から処分に至るまでの主な流れを以下に示す。

本村の生活系ごみはもえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、資源ごみ(古紙類、古布類、ビン類、缶類及びペットボトル類)及び危険ごみの5種9分別としている。また、事業系ごみは可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみ(ビン類及び缶類)の3種4分別としている。

## (1) もえるごみ (可燃ごみ)

生活系及び事業系のもえるごみ(可燃ごみ)は、本村及び北中城村で構成する「中城村 北中城村清掃事務組合」(以下、「組合」という。)が運営するごみ処理施設「青葉苑」で 焼却処理している。

なお、焼却飛灰については中間処理事業者へ資源化を委託しており、焼却残渣については金属等の再資源化物を分別した後、民間の最終処分場へ埋立処分を委託している。

#### (2) もえないごみ(不燃ごみ)

生活系及び事業系のもえないごみ(不燃ごみ)は、組合のリサイクルプラザにて処理を行っている。リサイクルプラザでは解体・破砕・選別等の処理を行い、鉄・アルミ・電子基板等については資源化し、それ以外の可燃性のもの(可燃性残渣)については、隣接するごみ焼却施設にて焼却処理、不燃性のもの(不燃性残渣)及び処理不適物等は民間の最終処分場へ埋立処分を委託している。

#### (3) 粗大ごみ

粗大ごみは、もえないごみ(不燃ごみ)と同様に組合のリサイクルプラザにて処理を行っている。リサイクルプラザでは解体・選別等の処理を行い、鉄・アルミ・電子基板等については資源化し、それ以外の可燃性残渣については、破砕処理のうえ隣接するごみ焼却施設にて焼却処理し、不燃性残渣及び処理不適物等は民間の最終処分場へ埋立処分を委託している。

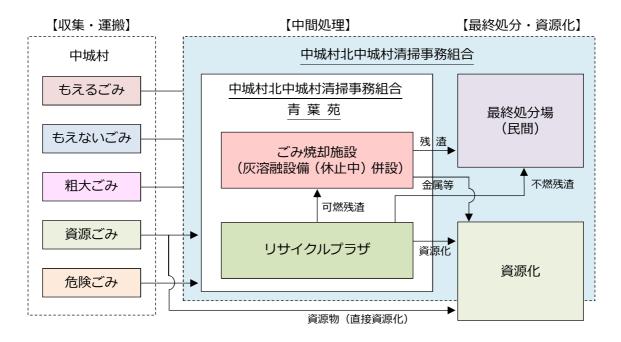
#### (4) 資源ごみ

資源ごみのうち、缶類及びガラスビン類については、組合のリサイクルプラザで処理を 行っている。缶類については、選別・圧縮等の処理後、資源化物としている。また、ガラ スビン類は、色ごとに選別したうえで公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下、 「容リ協会」という。)へ資源化を委託している。

また、古紙類・古布類・ペットボトルについては、民間の分別ヤードにて分別を行っている。古紙類・古布類については、直接資源化しており、ペットボトルについては容り協会へ資源化を委託している。

#### (5) 危険ごみ

危険ごみは、組合のリサイクルプラザにて蛍光灯及び電池を手選別で回収し、県内外の再生事業者へ資源化を委託している。発生する残渣のうち、可燃性残渣については焼却処理し、不燃性残渣については、民間の最終処分場へ埋立処分を委託している。



※ごみ焼却施設に併設されている「灰溶融設備」は、2014(平成26)年度より休止中である

図 2-2 中城村のごみ処理フロー(2017(平成29)年度)

## 3. 収集・運搬の現況

## (1) 収集区域

収集区域は本村全域で、収集面積は 15.46km<sup>2</sup> である。

#### (2) 計画収集人口

2012 (平成 24) 年度から 2016 (平成 28) 年度までの計画収集人口及び自家処理人口を表 2-3 に示す。

表 2-3 中城村の計画収集人口

(単位:人)

区分	2012 年度 (H24)	2013 年度 (H25)	2014 年度 (H26)	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H28)
行政区域内人口	18,486	18,857	19,305	19,754	20,277
計画収集人口	18,486	18,857	19,305	19,754	20,277
自家処理人口	0	0	0	0	0

## (3) 収集区分等

生活系ごみ及び事業系ごみの収集区分ごとの収集回数、収集体制、収集方法及び内容を表 2-4 に示す。

表 2-4 中城村のごみの収集区分等

		区分	収集回数	収集体制	収集方法	内容
	もえる	らごみ	週2回	委託業者	指定袋	生ごみ、草木類、革製品、プラスチック類 など
	もえな	Cいごみ	週1回	委託業者	指定袋	金属類、陶磁器、傘の骨組み、 小型家電 など
	粗大ご	Ĩみ	月1回	委託業者	粗大ごみ 処理券	自転車、タンス類、ふとん、ジュ ータン、ソファー、ベッド など
		古紙類	週1回	委託業者	透明袋	ダンボール、新聞紙・チラシ類、 雑誌、紙パック
生活系ごみ	資源	古布類	週1回	委託業者	透明袋	着古した衣類、タオル・シーツ など
み	資   源   ご   ビン類   み		週1回	委託業者	透明袋	飲料用ビン、酒ビン など
		<b></b> 缶類	週1回	委託業者	透明袋	アルミ缶、スチール缶、缶詰の 缶(スチール缶)
		ペットボトル類	週1回	委託業者	透明袋	飲料用、酒類用、しょうゆ用
	危険ごみ		週1回	委託業者	指定袋	蛍光灯、ライター、電池、スプレー缶、カミソリ、割れビン類、 割れガラス類 など
	直接搬	<b>没入</b>				_
	可燃ご	可燃ごみ		許可業者	_	生ごみ、草木類、革製品、プラ スチック類 など
事業系ごみ	不燃こ	不燃ごみ		許可業者	_	金属類、陶磁器、傘の骨組み、 小型家電 など
ごみ	資	ビン類		許可業者		飲料用ビン、酒ビン など
	資源ごみ		<u> </u>	許可業者	_	アルミ缶、スチール缶、缶詰の 缶(スチール缶)

<sup>※</sup>事業系ごみに係る収集回数や収集方法は、排出事業者と許可業者間の契約等により定められる

## (4) 収集方式

本村の収集方式は、生活系ごみは各家庭の門口に排出する各戸収集方式を採用している。 また、事業系ごみは事業者自ら搬出するか、または許可業者に委託し、収集する方法となっている。

## (5) ごみ処理の有料化(指定袋及び処理券)

本村では、2007(平成19)年4月から資源ごみを除く品目についてごみ処理の有料化を実施し、ごみの減量化と資源化を推進している。

なお、2017 (平成 29) 年度における指定袋等の規格及び価格は表 2-5 に示すとおりである。

表 2-5 中城村の指定袋等の規格及び価格

分別種類		規格	価格
もえるごみ	大 470 (670) ×860		20 円
	中	350 (500) ×780	17 円
	小	270 (400) ×650	15 円
もえないごみ	中	350 (500) ×780	17 円
	小	270 (400) ×650	15 円
危険ごみ	中	350 (500) ×780	17 円
	小	270 (400) ×650	15 円
	特小	220 (320) ×420	13 円
粗大ごみ		処理券(シール)	200 円

## (6) ごみ排出量

本村における 2012 (平成 24) 年度から 2016 (平成 28) 年度までのごみ排出量を図 2-3、図 2-4 及び表 2-6 に示す。

過去 5 年間のごみ排出量の傾向としては、事業系ごみについては 2013 年度に減少が見られるものの、おおむね増加する傾向にある。



図 2-3 中城村の生活系ごみ排出量実績



図 2-4 中城村の事業系ごみ排出量実績

表 2-6 中城村のごみ排出量実績

年度 項目		2012 年度 (H24)	2013 年度 (H25)	2014 年度 (H26)	2015 年度 (H27)	2016年度 (H28)		
行政区域内人口		区域内人口	(人)	18,486	18,857	19,305	19,754	20,154
事	業所	f数	(事業所)	639	667	686	678	689
	可	燃ごみ	( t /年)	4,510.00	4,554.04	4,872.96	5,008.86	5,157.00
	不	燃ごみ	( t /年)	137.86	131.44	143.87	143.89	169.66
収集	粗	 大ごみ	(t /年)	71.16	61.51	74.94	77.23	86.03
収集ごみ	資	源ごみ(ビン類・缶類)	( t /年)	172.07	172.52	171.02	182.61	188.90
0)	資	源ごみ(その他)	(t /年)	124.00	130.00	130.00	149.00	155.16
		計	( t /年)	5,015.09	5,049.51	5,392.79	5,561.59	5,756.75
	回	燃ごみ	(t /年)	54.30	51.82	54.02	45.97	54.84
直	不	燃ごみ	(t /年)	1.09	3.07	0.37	0.17	0.04
搬ご	粗	大ごみ	(t /年)	20.56	25.14	23.11	24.13	38.27
み	資	源ごみ(ビン類・缶類)	( t /年)	0.07	0.00	0.14	0.00	0.00
		計	( t /年)	76.02	80.03	77.64	70.27	93.15
排	出量	合計	( t /年)	5,091.11	5,129.54	5,470.43	5,631.86	5,849.90
	生	活系ごみ	(t /年)	3,665.26	3,722.06	3,982.09	4,032.87	4,203.48
			(g/人·日)	543.2	540.8	565.1	557.8	571.4
		可燃ごみ	(t /年)	3,157.31	3,212.66	3,451.30	3,469.10	3,579.80
		不燃ごみ	(t /年)	138.66	134.45	144.20	144.04	169.30
		粗大ごみ	(t /年)	91.72	86.65	97.73	101.36	124.30
		資源ごみ(ビン類・缶類)	(t /年)	153.57	158.30	158.86	169.37	174.92
		資源ごみ (その他)	( t /年)	124.00	130.00	130.00	149.00	155.16
	事	業系ごみ	(t /年)	1,425.85	1,407.48	1,488.34	1,598.99	1,646.42
			(t/日)	3.91	3.86	4.08	4.37	4.51
			(kg/事業所·日)	6.1	5.8	5.9	6.4	6.5
		可燃ごみ	(t /年)	1,406.99	1,393.20	1,475.68	1,585.73	1,632.04
		不燃ごみ	(t /年)	0.29	0.06	0.04	0.02	0.40
		粗大ごみ	(t /年)	0.00	0.00	0.32	0.00	0.00
		資源ごみ(ビン類・缶類)	( t /年)	18.57	14.22	12.30	13.24	13.98
集	可回	山収	( t /年)	0	0	0	0	0
	金	属類・アルミ缶 	(t /年)	0	0	0	0	0
	紙	類	( t /年)	0	0	0	0	0
		総排出量	(t /年)	5,091.11	5,129.54	5,470.43	5,631.86	5,849.90
	W I	たごみは、可燃性と不燃性の	(g/人·日)	754.5	745.3	776.4	779.0	795.2

※粗大ごみは、可燃性と不燃性の合計値

## (7) 収集・運搬量の実績

本村における 2012 (平成 24) 年度から 2016 (平成 28) 年度までのごみの収集・運 搬量を図 2-5 及び表 2-7 に示す。

2016 (平成 28) 年度の収集・運搬量は、もえるごみ (可燃ごみ) が 5,212 t/年、も えないごみ (不燃ごみ) が 169 t/年、粗大ごみが 124 t/年、資源ごみが 344 t/年、合 計が 5,849 t /年となっている。

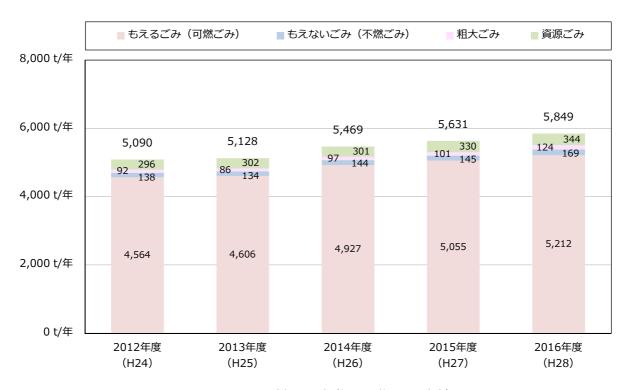


図 2-5 中城村の収集・運搬量の実績

表 2-7 中城村の収集・運搬量の実績

表 2-7 中城村の収集	(単位	位: t /年)			
年度項目	2012 年度 (H24)	2013 年度 (H25)	2014 年度 (H26)	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H28)
もえるごみ(可燃ごみ)	4,564	4,606	4,927	5,055	5,212
もえないごみ(不燃ごみ)	138	134	144	145	169
粗大ごみ	92	86	97	101	124
資源ごみ	296	302	301	330	344
合計	5,090	5,128	5,469	5,631	5,849

## 4. 中間処理の現況

## (1) 焼却処理

もえるごみ(可燃ごみ)等については、組合のごみ焼却施設で焼却処理を行っている。 当該施設は2003(平成15)年5月に竣工し、焼却方式は24時間連続稼働する全連続式 焼却炉であり、処理能力は20トン/24時間が2基設置され、40トン/日である。



質科: こみ処理施設 育業宛 ハンフレット 写真 2-1 中城村北中城村清掃事務組合 青葉苑の外観

表 2-8 ごみ処理施設の概要

11 2	我とり この起産地級の概要							
	施設名称	中城村北中城村清掃事務組合 青葉苑						
	所 在 地	沖縄県中頭郡中城村字伊舎堂 787 番地						
	竣工年月	2003(平成 15)年 5 月						
	施 設 規 模	40 t/日(20 t/24 h×2 基)						
	受入供給設備	ピット&クレーン方式						
	燃焼設備	全連続燃焼式焼却炉						
ご	燃焼ガス冷却方式	水噴霧式						
焼焼	排ガス冷却方式	有害ガス除去(乾式)+バグフィルタ+無触媒脱硝装置						
ごみ焼却施設	給水設備	生活用:水道水 プラント用:工業用水、再利用水						
	排水処理設備	凝集沈殿・ろ過処理方式(無放流)						
	余熱利用設備	温水回収方式(場内給湯)						
	溶融能力	8.6 t /24 h						
浴	溶融形式	燃料溶融方式						
灰溶融設備	スラグ形状	水砕スラグ						
備	スラグ処理方式	水砕方式+スラグ改質方式						

※灰溶融設備は 2014(平成 26)年度より休止中 資料:ごみ処理施設 青葉苑 パンフレット

## (2) 資源化

もえないごみ(不燃ごみ)及び粗大ごみ、資源ごみのうちビン類及び缶類については、 組合のリサイクルプラザで資源化処理を行っている。

もえないごみ (不燃ごみ) 及び粗大ごみは、処理不適物を除去した後、破砕機で破砕し、 磁選機及びアルミ選別機でスチールとアルミを分別し、金属プレス機で圧縮成形している。 ビン類は手選別で白色(透明)、茶色、その他色に分別し、缶類は磁選機及びアルミ選 別機でスチールとアルミを分別し、金属プレス機で圧縮成形している。

表 2-9 リサイクルプラザの概要

施設名称	中城村北中城村清掃事務組合 青葉苑
所 在 地	沖縄県中頭郡中城村字伊舎堂 787 番地
竣工年月	2003(平成 15)年 5 月
処 理 能 力	9 t /5 h(資源ごみ:3 t /5 h、不燃・粗大ごみ:6 t /5 h)
受入供給	受入ホッパ
破砕	機械方式
選別	機械選別:鉄類、アルミ類 手 選 別:カレット、可燃物
貯留・搬出	プレス:鉄類、アルミ類 貯留場:カレット、不燃物 コンベア:可燃物(ごみ焼却施設のごみピットへ)

資料:ごみ処理施設 青葉苑 パンフレット

## (3) 中間処理量の実績

2012 (平成 24) 年度~2016 (平成 28) 年度の過去 5 ヵ年の中間処理量の実績は、図 2-6 及び表 2-10 に示すとおりである。

2016 (平成 28) 年度の中間処理量は、5,725 t/年であり、焼却処理量は 5,212 t/年 (直接焼却+資源化処理後の可燃残渣)、資源化処理量は 513 t/年となっている。

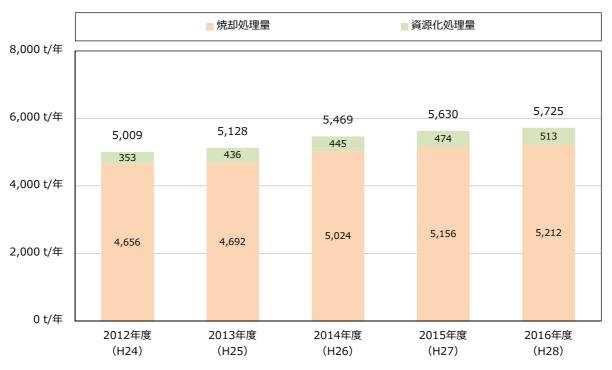


図 2-6 中城村の中間処理量の実績

(単位: t/年)

表 2-10 中城村の中間処理量の実績

項目	年度	2012 年度 (H24)	2013 年度 (H25)	2014 年度 (H26)	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H28)
焼却処理量		4,656	4,692	5,024	5,156	5,212
	直接焼却	4,656	4,692	5,024	5,156	5,212
	資源化処理後の可燃残渣	0	0	0	0	0
資源化処理量		353	436	445	474	513
中間処理量 (直接焼却量+資源化処理量)		5,009	5,128	5,469	5,630	5,725

## 5. 最終処分の現況

焼却飛灰及び不燃残渣については、民間業者に委託し、埋立処分している。

#### (1) 最終処分量の実績

本村における 2012 (平成 24) 年度から 2016 (平成 28) 年度までの最終処分量を図 2-7 及び表 2-11 に示す。

最終処分量は、2014(平成26)年度及び2015(平成27)年度は、前年度まで資源化していた溶融スラグ及び溶融飛灰(山元還元)の処分方式を変更したため増加し、2016(平成28)年度には焼却飛灰の資源化(山元還元)を実施していることから減少している。

2016 (平成 28) 年度の最終処分量は 247 t /年であり、焼却処理後の残渣が 202 t /年、 資源化処理後の残渣が 45 t /年となっている。

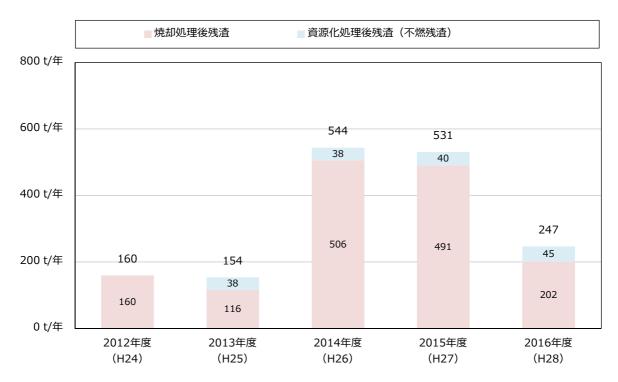


図 2-7 中城村の最終処分量の実績

表 2-11 中城村の最終処分量の実績

(単位: t/年)

年度 項目	2012 年度 (H24)	2013 年度 (H25)	2014 年度 (H26)	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H28)
焼却処理後残渣	160	116	506	491	202
資源化処理後残渣(不燃残渣)	0	38	38	40	45
直接埋立	0	0	0	0	0
合計	160	154	544	531	247

## 6. 減量化・資源化等の現況

#### (1) 減量化・資源化量等の実績

本村におけるごみの資源化及び減量化等に係る実績を図 2-8~2-11 及び表 2-12~2-13 に示す。

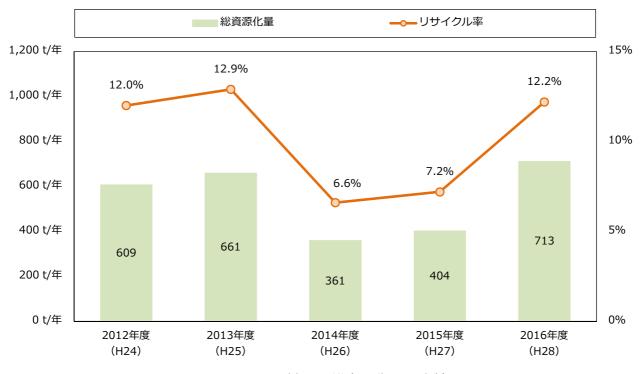


図 2-8 中城村の総資源化量の実績

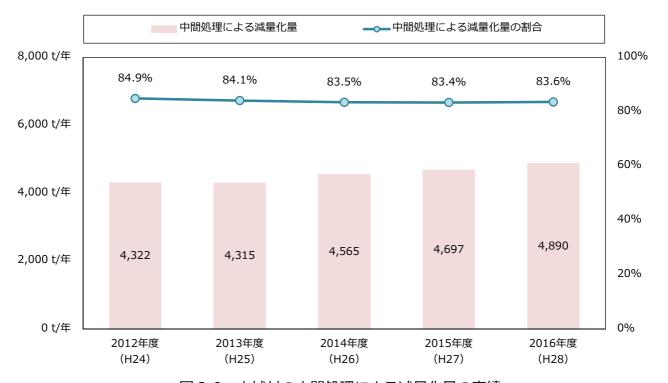


図 2-9 中城村の中間処理による減量化量の実績

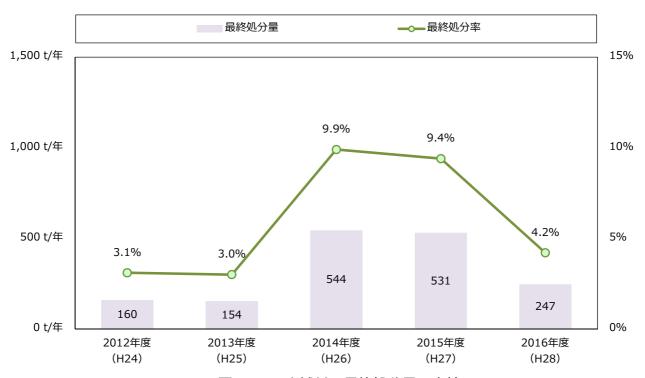


図 2-10 中城村の最終処分量の実績

(畄位・+/年)

表 2-12 中城村のごみ減量化・資源化量等の実績

衣 2-12 中城内の20万城里市・負添市里寺の天順 (宇宙・1/年)				<u>以・ (/平)</u>	
年度項目	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)
総資源化量	609	661	361	404	713
(リサイクル率)	(12.0%)	(12.9%)	(6.6%)	(7.2%)	(12.2%)
中間処理による資源化	530	583	285	314	621
直接資源化	79	78	76	90	92
集団回収	0	0	0	0	0
中間処理による減量化量	4,322	4,315	4,565	4,697	4,890
(中間処理による減量化の割合)	(84.9%)	(84.1%)	(83.5%)	(83.4%)	(83.6%)
最終処分量	160	154	544	531	247
(最終処分率)	(3.1%)	(3.0%)	(9.9%)	(9.4%)	(4.2%)

<sup>※</sup>リサイクル率=総資源化量÷ごみ総排出量

<sup>※</sup>中間処理による減量化の割合=(ごみ総排出量-総資源化量-最終処分量)÷ごみ総排出量

<sup>※</sup>最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

<sup>※</sup>直接資源化は生ビン、紙類、紙パック、布類の合計

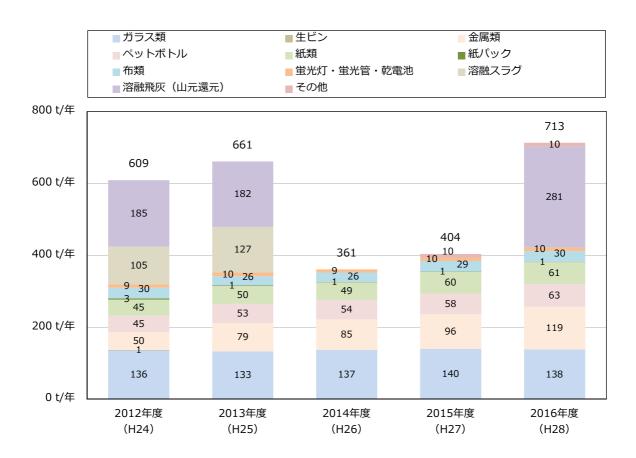


図 2-11 中城村の品目ごとの資源化量の実績

(単位: t/年)

表 2-13 中城村の品目ごとの資源化量の実績

年度 項目	2012 年度 (H24)	2013 年度 (H25)	2014 年度 (H26)	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H 28)
ガラス類	136	133	137	140	138
生ビン	1	0	0	0	0
金属類	50	79	85	96	119
ペットボトル	49 ? 45	53	54	58	63
紙類	45	50	49	60	61
紙パック	3	1	1	1	1
布類	30	26	26	29	30
蛍光灯・蛍光管・乾電池	9	10	9	10	10
溶融スラグ	105	127	0	0	0
溶融飛灰(山元還元)	185	182	0	0	281
その他	0	0	0	10	10
合計	609	661	361	404	713

## (2) ごみ処理の有料化

本村では、2007 (平成 19) 年 4 月から資源ごみを除く品目についてごみの有料化を開始し、ごみの減量と資源化を推進している。

## (3) 生ごみの堆肥化

本村では、2005 (平成 17) 年 4 月からもえるごみ (可燃ごみ) のうち、生ごみの減量化・資源化施策として、生ごみ処理容器等の購入補助金制度を実施している。

補助金の交付概要は、次に示すとおりである。

処理容器数 1世帯につき2基以内(生ごみ処理菌を含む)

処理機数 1世帯につき1基

補助金額 購入価格の 1/2 以内(容器は上限 3,000 円、処理機は上限 30,000 円)

表 2-14 生ごみ処理容器等の購入に対する助成実績 (単位:基・機)

年度項目	2012 年度 (H24)	2013 年度 (H25)	2014 年度 (H26)	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H28)
生ごみ処理容器	1	0	3	2	2
生ごみ処理機	0	0	1	0	1
合計	1	0	4	2	3

## 7. 沖縄県内の市町村との比較

本村と沖縄県内の市町村におけるごみ排出原単位との比較を図 2-12 に示す。

本村の排出原単位は、沖縄県平均の841g/人・日のよりも下回っている。また、本村と 近隣市町村で比較的人口規模の近い北中城村及び与那原町の排出原単位との比較では、本 村は北中城村よりも下回っており、与那原町とはほぼ同様の値となっている。

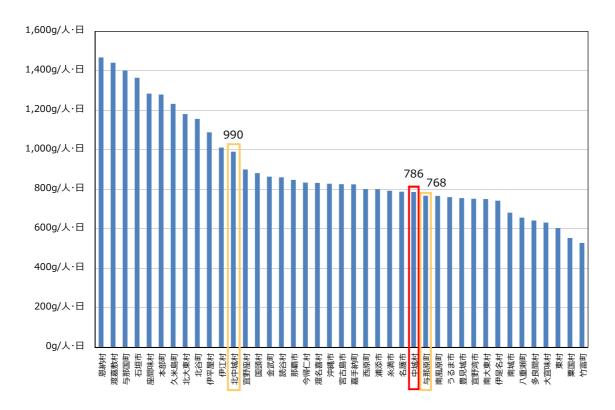


図 2-12 沖縄県内市町村の排出原単位(2015(平成27)年度)

## 第3章 減量化目標の設定

## 1. 減量化の目標

## (1) 将来人口の設定

本村では、2016 (平成 28) 年度に「中城村第四次総合計画 後期基本計画」を策定し、将来人口を設定している。同計画では 2021 年度の計画人口を 22,000 人としている。図 3-1 に 2016 (平成 28) 年度の人口実績から 2021 年度の計画人口(22,000 人) に到達するまでの各年の人口を示す。なお、人口は毎年度同数ずつ増加すると仮定した。

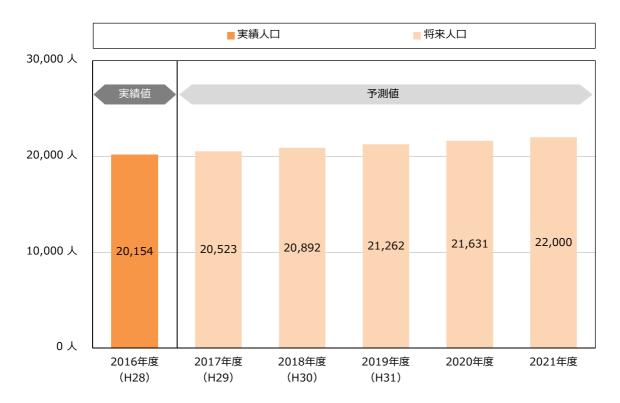


図 3-1 中城村の将来人口

#### (2) 国の廃棄物処理の目標

国は、「廃棄物処理法」に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年5月7日環境省告示第34号、全部変更平成28年1月21日環境省告示第7号)(以下、「国の基本方針」という。)の中で、一般廃棄物の減量化に関して排出量や再生利用量等の目標を設定している。

これに対し、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成 25 年 5 月閣議決定)では、取組目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を排出量と再生利用率の目標値を合わせて設定している。

表 3-1 国の廃棄物に係る減量化目標等

項目	国の基本方針	第三次循環型社会形成推進基本計画
基準年度	2012(平成 24)年度	2000(平成 12)年度
目標年度	2020 年度	2020 年度
排出量	一般廃棄物の減量化: H24 比約 12%削減 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量:500 g	一般廃棄物の減量化: H12 比約 25%減 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量: H12 比約 25%減 事業系ごみ排出量: H12 比約 35%減
再生利用量	排出量の約 27%(一般廃棄物)	_
最終処分量	H24 比約 14%削減(一般廃棄物)	H12 比概ね7割減(一般・産業廃棄物) 一般廃棄物:425万トン

#### (3) 沖縄県の廃棄物処理の目標

2016 (平成 28) 年 3 月に策定された「沖縄県廃棄物処理計画(第四期)」では、国の基本方針を踏まえ、一般廃棄物の減量化等の目標を表 3-2 のとおり設定している。

表 3-2 沖縄県の廃棄物に係る減量化目標等

項目	2020 年度目標値		
排出量	現状(2013(平成 25)年度)に対し、2.5%削減(809g/人・日)		
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 <sup>※</sup>	現状(2013(平成 25)年度)に対し、2.5%削減(460g/人・日)		
再生利用量	排出量の 22%		
最終処分量	排出量の 5%		

※1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 = (「生活系ごみ」 – 「集団回収量」 – 「計画収集量のうちの資源 ごみ」 – 「直接搬入量のうちの資源ごみ」)の 1 人 1 日当た りごみ排出量

## (4) 組合の廃棄物処理の目標

2017 (平成 29) 年 3 月に策定された組合の「ごみ処理基本計画」では、組合管内におけるごみ排出量の現状や推計結果を勘案し、沖縄県の目標設定の考え方を参考にごみの排出抑制、再生利用(リサイクル率)、最終処分(最終処分率)の目標を表 3-3 のとおり設定している。

表 3-3 組合の廃棄物に係る減量化目標等

K O O HELIONON DIMETER IN C			
項目	2020 年度目標値		
排出抑制	・2014(平成 26)、2015(平成 27)年度に対し、2.5%削減 ・2021 年度以降は 2020 年度の原単位を維持する		
再生利用 (リサイクル率)	リサイクル率を排出量の 15.7%に向上させる		
最終処分 (最終処分率)	最終処分率を排出量の 2.7%にする		

#### (5) 基本計画における減量化目標

本村において組合の目標を達成するための減量化目標は次のとおりとなる。

#### ①ごみ排出量の目標

生活系ごみ排出原単位を 2016 (平成 28) 年度実績値の 571.4 g /人・日から 2022 年度に 547.5 g /人・日まで削減する。

また、事業系ごみ原単位を同年度実績値の 6.5 kg/事業所・日から 2022 年度に 6.0 kg/事業所・日まで削減する。

なお、2023年度以降は、2022年度の原単位を維持する。

#### ごみ排出抑制の目標

○生活系ごみ排出原単位(g/人・日)

2016 (平成 28) 年度: 571.4g/人・日

 $\downarrow$ 

2022 年度: 547.5 g/人・日(2023 年度以降は同値を維持)

○事業系ごみ排出原単位(kg/事業所・日)

2016 (平成 28) 年度: 6.5 kg/事業所・日

 $\downarrow$ 

2022 年度: 6.0 kg/事業所・日(2023 年度以降は同値を維持)

#### ②再生利用量の目標

再生利用量の目標は、2016 (平成 28) 年度実績値の資源化率 (総排出量に対する資源化量の割合) の 12.2%から 2022 年度に 13.9%まで向上させることを目標とする。

#### 再生利用(リサイクル率)の目標

○2022 年度のリサイクル率を 13.9%に向上させる (2023 年度以降は同値を維持)

#### ③最終処分量の目標

最終処分量については、2016 (平成 28) 年度の最終処分率実績値の 4.2%から、ごみ排出量の削減と資源化を推進することにより、2022 年度に 2.9%まで削減することを目標とする。

#### 最終処分(最終処分率)の目標

○2022 年度の最終処分率を 2.9%にする (2023 年度以降は同値を維持)

## 第4章 ごみ処理基本計画

#### 1. 計画の基本理念

本村のごみ処理基本計画の基本理念を以下のように掲げ、従来の処理・処分を中心としたシステムから、ごみを減量し、有効利用を図っていくシステム、いわゆる「持続可能な循環型社会」の形成を、住民、事業者、行政(本村と組合)が協働で目指す。

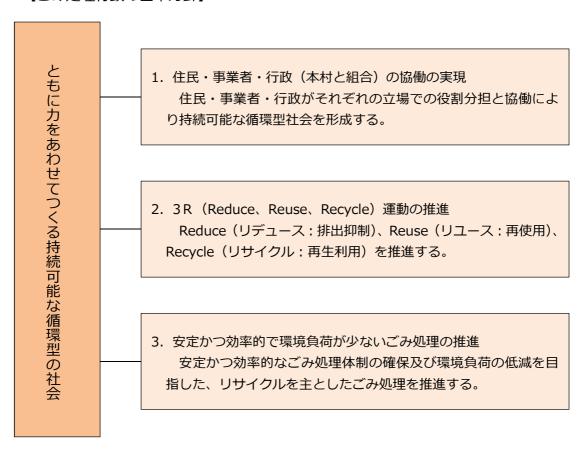
#### 【基本理念】

# ともに力をあわせてつくる持続可能な循環型の社会

#### 2. 計画の基本方針

基本計画では、基本理念を実現するために、次に示す 3 つの基本方針で計画を進めていくこととする。

#### 【ごみ処理行政の基本方針】



#### 3. 基本方針に沿った各種施策や取組

循環型社会を形成するための人づくり

## 基本施策 I - 1 パートナーシップによる地域での活動の推進

住民一人ひとりが行動を起こそうとするときには、身近な地域や住民団体による活動への参加がきっかけとなることが多いことから、行政は地域リーダーの育成や住民活動の支援に取り組み、住民・地域と行政とのパートナーシップを確立することを目指します。

また、このパートナーシップを確立することが、施策を実現するためには不可欠であると考え、住民・地域の活動を支援します。

#### 【施策】

- ●ごみ減量推進リーダーの養成 地域で活動するごみ減量推進リーダーを養成し、組織的に機能することを目指す。
- ●地域における自主的な活動団体の育成と支援 住民活動団体による活動を支援する。

## 基本施策 I - 2 情報の提供とイベントの開催による啓発活動

住民が、「知りたい」「調べよう」と思ったときが、行動のきっかけでありチャンスです。こうしたチャンスを逃さないために、住民への情報提供や各種イベントを積極的に行い、住民との交流や相互理解を深め、循環型社会の形成に向けての意識を高めていきます。また、行政から発信する情報は、住民一人ひとりに伝わりにくいことから、地域や住民団体と連携して、何度も繰り返し啓発していきます。

#### 【施策】

- ●ごみ問題や循環型社会についての情報提供 広報や自治会の回覧板、本村のホームページ、出前講座などを活用し、本村にお けるごみ関連情報を提供する。
- ●環境フェスタなどでの啓発活動 自主的に環境活動に取り組んでいる団体の活動報告の場として環境フェスタの開催を検討し、啓発活動の機会を増やすだけでなく、住民の出会い作りの場としての効果を期待する。
- ●リサイクル情報の提供の検討 不用となった家具や物品の「ゆずります・ゆずってください」情報を提供するシステムの構築を検討し、不用品の再使用・再生利用を促進する。
- ●分別収集の手引きの発行・配布 ごみの分け方・出し方を正しく理解してもらうために、「分別収集の手引き」を作成し、村内の各世帯への配布を行っている。

#### 基本施策 I - 3

#### 環境学習・環境教育の推進

ポイ捨てなどをせず、分別マナーを身につけた人を育てるためには、子どもの時から の環境教育が大切です。

また、こうした取組を続けることで、環境への意識の高い子どもたちが家庭内でごみの リーダーになり、分別マナーが家族へと広がっていくような二次的効果も期待できます。 さらに、大人への生涯学習の一環として、環境をテーマとした学習を推進します。

#### 【施策】

#### ●生涯学習の場での環境学習の充実

環境問題やごみ問題に関心をもつためには、小さい頃から知り、学ぶことが効果的である。

こうした取組は、効果が出るまで長い時間がかかるが、言い換えれば長い時間を かけてゆっくりと定着させるべき取組であるともいえる。

そこで本村では、各種環境学習講座・講演を検討し、自然や物に感謝し大切にする「もったいない」精神を育む機会とする。また、出前講座や講演会で、実例に基づきごみ減量化の方法を啓発することも検討する。

#### ●ごみ処理施設等の施設見学会の検討

本村と北中城村がごみの共同処理を行っていることを知っている住民は少ないのではないかと思われる。

つまり、住民の関心はごみを出すまでにとどまっていると思われるため、収集後のごみのゆくえについても関心を持ってもらい、また施設を正しく認識してもらうために、施設見学会の開催を検討する。

#### ●学校教育の場での環境教育の充実

関係職員を学校教育の場へ派遣することや、ごみ副読本等を作成・配布すること などにより、環境教育の充実を図ることを検討する。

#### Ⅱ ごみの発生抑制及び再生利用の取組

## 基本施策 Ⅱ - 1 住民によるごみの発生抑制の推進

「リサイクル」という言葉は広く知られていますが、ごみ減量の取組の順番からすれば、「3番目」ということはあまり知られていないと思われます。いわゆる 3R では、1番目にごみの発生抑制(リデュース)、2番目に再使用(リユース)、3番目に再生利用(リサイクル)とその優先順位を定めています。

ごみの発生抑制は、住民が行動することで最も効果を発揮することを、あらゆる機会 を利用して啓発し、住民一人ひとりの自覚と行動を促進します。

#### 【取組】

#### ●計画的な購入によるごみの発生抑制

可燃ごみのうち、食べ残しや未開封の生ごみ、いわゆる食品ロスは相当量あると思われる。これらは、できるだけ「ゼロ」にすべきであり、そのためには、住民一人ひとりが「もったいない」という気持ちを持つことが重要である。

大事に長く使えるものを買う、未開封の生ごみをつくらないなど、生活全般について「もったいない」精神でライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制に努める。

## ●マイバッグ持参によるレジ袋削減

買い物時にはマイバッグを持参するよう心がけ、レジ袋の削減に努める。

#### ●使い捨て商品の購入自粛

ごみの増加につながる使い捨て商品の購入を自粛し、エコ商品(再生品、再生可能な商品、処理するときに環境に配慮した商品など)の購入を心がける。

## ●生ごみ堆肥化などの自家処理の推進

生ごみの堆肥化などに取り組み、生ごみの有効利用に努める。

## ●生ごみの水切りの励行

生ごみの水切りの方法として、生ごみを新聞紙に包んでも、ごみの中の水分の量は減らず、逆に、新聞紙が資源ではなくごみになってしまう。生ごみの約 40%を占める水分を適切に水切りすることにより、ごみ排出量の削減に努める。

#### ●不必要な包装の拒否

買い物時には、不要な包装を断ることにより、ごみの削減に努める。

## 基本施策 Ⅱ - 2 事業者によるごみの発生抑制の推進

事業者は、設計の段階からごみにならない商品や長持ちする商品の研究・開発に取組、 使い捨て商品の製造・販売の自粛に努めます。

## 【取組】

- ●簡易包装の励行
  - ごみの発生抑制のため、できるだけ簡易包装に心がけるとともに、住民にも理解 と協力を求める。
- ●マイバッグ持参の推奨によるレジ袋の削減 レジ袋の削減のために、マイバッグ持参の推奨などを行政とともに進める。
- ●使い捨て商品の製造・販売の自粛
  - ごみの増加につながる使い捨て商品の製造・販売を自粛し、工コ商品(再生品、 再生可能な商品、処理するときに環境に配慮した商品など)の製造・販売を進める。

## 基本施策Ⅱ-3 住民による再生利用の推進

資源ごみを適正に分別し、再生資源として利用することが、天然資源の消費を削減することを可能にし、循環型社会の形成にもつながっていきます。

「混ぜればごみ 分ければ資源」を住民一人ひとりが自覚し行動に移し、地域や住民団体の活動に広げていくことが重要です。

#### 【取組】

- ●自主的な集団回収活動団体の組織拡大及び活動への積極的な参加・協力 地域で行っている活動を拡大するために、こうした活動に参加・協力する。
- ●分別排出マナーの向上

「分別収集の手引き」を活用し、分別排出マナーを守る。

また、本村内に設置されている拠点回収や店頭回収に積極的に協力し、ごみの再生利用に努める。

## 基本施策Ⅱ-4 事業者による再商品化の推進

事業者は、住民が適正に分別した資源ごみを原料に用いて工コ商品を製造します。その工コ商品を住民が購入することで、天然資源の消費が抑えられ、資源循環の輪(わ)が完成します。

循環型社会の形成に向けて、事業者は積極的に再商品化を推進し、住民が使いやすい 商品の製造に努めます。

#### 【取組】

- ●食品トレイなどの自主回収システムの継続・拡大 製造者責任に基づき、自主的な回収ルートを確保し再生商品化を行うシステムを 継続・拡大するとともに、再商品化可能な品目を増やすよう努める。
- ●工コ商品の積極的な製造・販売 工コ商品(再生品、再生可能な商品、処理するときに環境に配慮した商品など) の製造・販売に努める。

#### 基本施策Ⅱ-5

#### 行政による 3R の推進

住民や事業者が 3R を推進するにあたって、行政は各種施策の啓発や情報提供に努めます。こうした行政から発信する情報は、地域や住民団体とも連携して、住民への周知を図ります。また、ごみ減量化の手法としての有料化について前計画に引き続き調査検討を行います。

#### 【施策】

●レジ袋削減キャンペーンの検討 マイバッグ持参行動を推奨し、レジ袋削減のためにキャンペーンを検討する。

## ●ごみの 3R を推進するための啓発活動

一般的に、3Rの取組は、再生利用(リサイクル)、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)の順に「やっている」割合が高く、再使用への取組事例が少ないといわれている。再使用の取組を発生抑制の取組に位置づけ、地域や住民団体と連携して、ごみの 3R に関する啓発活動を行う。

## ●生ごみ堆肥化に対する助成

生ごみ処理容器及び処理機の購入にかかる助成を今後も継続・拡大する。また、助成制度や処理器等の活用方法の周知を図る。

#### ●行政自らの 3R の推進

行政は事業者であり、事業者への指導的立場にあることを認識し、事業者の 3R への取組を促進させるために、行政自らが率先して紙ごみの発生抑制や再生利用に努めていく。

## ●ごみ減量化の手法である有料化の調査検討

本村では、2007 (平成 19) 年 4 月からごみ処理の有料化を開始している。ごみ処理の有料化は、一定のごみ排出抑制効果・分別排出効果が期待できる反面、不法投棄を誘発するとの懸念なども存在するが、近隣自治体の状況も見極めながら、ごみ減量化の手法である有料化についての調査・検討を行う。

## Ⅲ 環境への負荷が少ない適正なごみ処理の取組

## 基本施策Ⅲ-1 収集・運搬体制の確立

ごみの収集は、住民と行政が最も日常的に接する機会です。

「混ぜればごみ 分ければ資源」を住民一人ひとりが自覚するよう、行政は啓発を行っていかなければなりません。併せて、分別排出ルールを守らない違反者へは毅然とした態度を取り、行政の姿勢を明確に示すことも必要です。

## 【施策】

## ●ごみ収集品目の統一の検討

適正なごみ処理を行うため、本村及び北中城村で共同処理するごみの品目について統一に向けた検討を行う。

#### ●事業系ごみの生活系ごみへの混入防止

計画の進行管理をする上でも、生活系ごみと事業系ごみの量を正しく把握する必要があることから、定められたルールに則り正しく排出するよう、事業者等への指導強化に努める。

#### ●粗大ごみの申し込み制度の継続

粗大ごみについては、申し込み制による回収を行っており、今後も継続して実施する。

#### ●違反ごみへの指導の徹底

違反ごみには、違反理由を明らかにしたシールを貼付し、啓発のために収集せず に置いておくなどにより、適正な排出の指導を徹底する。

#### ●収集業者への適正指導

収集業者に対して、もえるごみ等を焼却処理している青葉苑でごみの内容確認や 収集についての現地指導を強化し、業者の健全な育成を図る。

#### 基本施策Ⅲ-2

中間処理施設 (注) 整備の推進

ごみ焼却施設やリサイクルプラザは、本村と北中城村で構成する組合が管理しており、また一般廃棄物処理は基本的に市町村の責務であることから、本村は組合に対し可能な限りの協力・支援を行うとともに、排出者に対するごみの適正な分別の指導に努めます。 なお、安定的かつ効率的なごみ処理を継続するため、広域的なごみ処理体制の構築を推進していきます。

(注)中間処理施設:ごみ焼却施設やリサイクルプラザなど、ごみの焼却処理や資源化を行う施設のことをいいます。

#### 【施策】

●現有施設の維持管理の徹底

現在の処理施設「青葉苑」の適正な維持管理を徹底する。 また、一般廃棄物会計基準 (注) についても検討を進めていく。

●ごみ処理事業の広域化の推進

より安定的かつ効率的なごみ処理事業の運営を図るため、ごみ処理事業の広域化 を推進する。

(注)会計基準: 一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析方法については統一的なものがなく、コスト分析を行っている市町村においてもコスト計算の方法、範囲、区分は一致していないことから、国においては、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等についても検討を行い、標準的な分析手法を示すこと等による技術的な支援に努めることとされており、市町村において、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析及び評価を行い、その能率的な運営に努めるよう地方自治法第254条の4に基づき助言するもの。

#### 基本施策Ⅲ - 3

災害廃棄物への対応

自然災害時や処理施設の修繕時等に発生する廃棄物の処理は、全国的な課題となっており、こうした問題は市町村単独ではなく広域的に取り組んでいく必要があることから、 近隣自治体との連携により検討を進めていきます。

#### 【施策】

●自然災害時や処理施設の修繕時等の円滑な相互応援体制の推進 周辺自治体と相互応援協力を締結し、自然災害時や処理施設の修繕・整備の際の 相互応援体制・バックアップの充実を推進する。

#### 基本施策Ⅲ-4

最終処分場 (注) の確保

中間処理を行っても、ごみは「ゼロ」にはならず、最終的に処分しなければならない ごみ(残渣)が残ります。本村においては現在最終処分場を保有しておらず、民間の最 終処分場へ埋立処分していますが、ごみの資源化・減量化を推進しながら現行の体制を 維持します。将来的には、社会状況や経済状況を踏まえ、最終処分場の整備を検討しま す。

(注) 最終処分場:中間処理施設で処理した際に発生する残渣(灰や不燃物など)は、最終的に埋立処分されることで完結することから、埋立のことを「最終処分場」といいます。

#### 【施策】

#### ●最終処分場の安定的な確保

現在の本村の最終処分は民間の最終処分場にて埋立処分しているが、現行の体制を維持しつつ、社会状況・経済状況を踏まえ、最終処分場の整備を検討していく。

#### 基本施策Ⅲ-5

不法投棄対策

本村は、豊かな自然を有する反面、山間部や民家の少ない地域へごみが不法投棄されているという問題が起こっています。こうした問題は、ごみの問題というよりは、人としてのモラルの問題ですが、不法投棄を放置しておくと問題が拡大していくことから、住民・地域や住民団体・行政・警察と連携した取組を進めていきます。

#### 【施策】

●不法投棄多発地帯へのパトロール強化

不法投棄対策の第1は「未然防止」であり、第2は「早期発見」である。まずは、 不法投棄させないために、不法投棄が多発している地域へのパトロールを強化する。 また、地域住民等と連携して不法投棄が多発している地域を継続的に監視する。

●地域住民等との協働による不法投棄防止活動

不法投棄対策の第 3 は「原状回復」である。不法投棄されたごみを放置しておく と、次の不法投棄をまねくことになるため、不法投棄を発見した場合は警察に通報 し、速やかに撤去する。

●地域住民等による清掃美化活動の実施

不法投棄対策の第 4 は「再発防止」である。特に、不法投棄多発地帯は地域住民 等と行政が連携して清掃美化に努め、不法投棄しづらい場所に変えていく。

#### IV 計画推進のための取組

#### 基本施策Ⅳ-1

行政組織体制の強化

計画を実現可能なものとするために、行政組織の体制を強化します。
併せて、全職員には自覚と責任を促すため、定期的な研修を行っていきます。

#### 【施策】

●行政組織体制の見直し

計画や施策を実現するために、組織体制の強化に取り組む。

#### 基本施策Ⅳ-2

適正な進行管理の実施

本計画は、「作って終わり」の計画ではなく「施策の進行を管理」する計画であること を目指します。また、住民・事業者に対しては、施策を「お願い」するだけではなく結 果を公表していきます。

こうした取組を通じて、住民・事業者・行政が達成感を味わうことが、息の長い取組 につながります。

#### 【施策】

●実施計画の策定による計画の進行管理

基本計画で策定した施策を計画的に実施していくために、毎年実施計画を策定し施策の進行管理に努める。

#### 基本施策Ⅳ-3

費用負担の適正化

収集から処分までのごみ処理に係る事業を対象とした費用負担について具体的に把握することは、事業の効率化を図るとともに、住民に事業の理解を得るために必要です。 そこで、ごみ処理経費について調査し改善に努めます。

#### 【施策】

●ごみ処理経費の調査

ごみ処理経費については、国が定める全国統一基準である「一般廃棄物会計基準」 に基づき調査を行う。具体的には、収集・運搬、中間処理、最終処分の各過程にお ける経費を明確にし、効率化に努める。

●事業系ごみの処理費用負担適正化の検討

現在、施設へ持ち込まれる事業系ごみは、処理手数料を徴収して処理を行っているが、現状の処理手数料が適切であるかを検討し、必要に応じて見直す。

# 【各種施策や取組の実施時期】

I 循環型社会を形成するための人づくり	前期計画	後期計画
基本施策 Ⅰ – 1 パートナーシップによる地域での活動	動の推進	
●ごみ減量推進リーダーの養成		<b>→</b>
●地域における自主的な活動団体の育成と支援		<b>→</b>
基本施策 I - 2 情報の提供とイベントの開催による	<b>啓発活動</b>	
●ごみ問題や循環型社会についての情報提供		<b>→</b>
●環境フェスタなどでの啓発活動		<b></b>
●リサイクル情報の提供の検討		<b>→</b>
●分別収集の手引きの発行・配布		<b>→</b>
基本施策 I – 3 環境学習・環境教育の推進		
●生涯学習の場での環境学習の充実		<b></b>
●ごみ処理施設等の施設見学会の検討		<b></b>
●学校教育の場での環境教育の充実		<b>→</b>

Ⅱ ごみの発生抑制	制及び再生利用の取組	前期計画	後期計画
基本施策 Ⅱ – 1	住民によるごみの発生抑制の推進		
●計画的な購入に	よるごみの発生抑制		$\longrightarrow$
●マイバッグ持参	によるレジ袋削減		<b>→</b>
●使い捨て商品の	)購入自粛		$\longrightarrow$
●生ごみ堆肥化な	どの自家処理の推進		<b>→</b>
●生ごみの水切り	の励行		<b></b>
●不必要な包装の	)拒否		<b>→</b>
基本施策Ⅱ – 2	事業者によるごみの発生抑制の推進		
●簡易包装の励行	Г		<b>→</b>
●マイバッグ持参	の推奨によるレジ袋の削減		$\longrightarrow$
●使い捨て商品の	)製造・販売の自粛		<b>→</b>
基本施策Ⅱ – 3	住民による再生利用の推進		
●自主的な集団回	収活動団体の組織拡大及び活動への		
積極的な参加・	協力		
●分別排出マナー	-の向上		<b>→</b>
基本施策Ⅱ – 4	事業者による再商品化の推進		
●食品トレイなと	どの自主回収システムの継続・拡大		<b>→</b>
●エコ商品の積極	めな製造・販売		<b>→</b>
基本施策Ⅱ-5	行政による 3R の推進		
●レジ袋削減キャ	ンペーンの検討		<b>→</b>
●ごみの 3R を推	進するための啓発活動		<b>→</b>
●生ごみ堆肥化に	対する助成		<b>→</b>
●行政自らの 3R		<b>→</b>	
●ごみ減量化の手	法である有料化の調査検討		<b></b>

Ⅲ 環境への負荷	が少ない適正なごみ処理の取組	前期計画	後期計画
基本施策Ⅲ-1	収集・運搬体制の確立		
●ごみ収集品目の	統一の検討		<b>→</b>
●事業系ごみの生	活系ごみへの混入防止		$\longrightarrow$
●粗大ごみの申し	<b>込み制度の継続</b>		<b>→</b>
●違反ごみへの指	<b>導の徹底</b>		<b>→</b>
●収集業者への遊	正指導		$\longrightarrow$
基本施策Ⅲ-2	中間処理施設整備の推進		
●現有施設の維持			$\longrightarrow$
●ごみ処理事業の	立に域化の推進		$\longrightarrow$
基本施策Ⅲ-3	災害廃棄物への対応		
●自然災害時や処	・理施設の修繕時等の円滑な相互応援		
体制の推進			
基本施策Ⅲ – 4	最終処分場の確保		
●最終処分場の安	定的な確保		$\longrightarrow$
基本施策Ⅲ-5			
	2帯へのパトロール強化		$\longrightarrow$
	協働による不法投棄防止活動		$\longrightarrow$
●地域住民等によ	る清掃美化活動の実施		$\longrightarrow$
IV 計画推進のたる	めの取組	前期計画	後期計画
基本施策IV-1	行政組織体制の強化		
●行政組織体制 <i>σ</i>	見直し		<b>→</b>
基本施策IV - 2	適正な進行管理の実施		
●実施計画の策定	による計画の進行管理		<b>→</b>
基本施策IV - 3	費用負担の適正化		
●ごみ処理経費の	)調査		<b>→</b>
●事業系ごみの処	1理費用負担適正化の検討		$\longrightarrow$

- 4. 施策や取組の実施による将来のごみ排出量
- (1) 基本計画を進行管理するためのデータシート 今後、基本計画は、以下に示すようなデータシートで進行管理する。

表 4-1 ごみ排出量及び処理・処分量の将来推計結果(排出抑制目標達成時)

表 4-1 こみ排出量及び処理・処分量の将来推計結果(排出抑制目標達成時)																		
項目	年度	記号	2012 年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014 年度 (H26)	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H28)	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (H31)	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
行政区域内人口	(人)	а	18,486	18,857	19,305	19,754	19,968	20,079	20,293	20,506	20,719	20,817	20,915	21,013	21,110	21,207	21,231	21,255
事業所数	(事業所)	b	639	667	686	678	683	688	693	697	702	706	711	715	719	723	727	730
もえるごみ(可燃ごみ)	( t /年)	С	4,510.00	4,554.04	4,872.96	5,008.86	5,041	5,030	5,038	5,042	5,046	5,072	5,102	5,126	5,151	5,176	5,189	5,201
■もえないごみ(不燃ごみ)	(t/年)	d	137.86	131.44	143.87	143.98	147	147	148	148	149	150	150	151	152	153	153	153
集 粗大ごみ (ボンボス・ケッド)	(t/年)	e	71.16	61.51	74.94	77.23	77	77	78	78	79	79	79	79	80	80	80	80
ご 資源ごみ (ビン類・缶類)	(t/年)	†	172.07	172.52	171.02	182.61	181 142	181 142	181 143	182 144	183	184 145	184	185 146	186 147	187	187	187
が [ 資源ごみ (その他)         計	( t /年) ( t /年)	g h	124.00 5,015.09	130.00 5,049.51	130.00 5,392.79	149.00 5,561.59	5,588	5,577	5,588	5,594	5,601	5,630	145 5,660	5,687	5,716	147 5,743	148 5,757	148 5,769
もえるごみ(可燃ごみ)	(t/年)	i	54.30	51.82	54.02	45.97	5,566	51	5,366	52	52	5,030	52	53	53	53	53	53
直もえないごみ(不燃ごみ)	(t/年)	j	1.09	3.07	0.37	0.17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
搬 粗大ごみ	( t /年)	k	20.56	25.14	23.11	24.13	24	24	24	24	24	24	25	25	25	25	25	25
み 資源ごみ (ビン類・缶類)	( t /年)		0.07	0.00	0.14	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	(t/年)	m	76.02	80.03	77.64	70.27	75	75	75	76	76	76	77	78	78	78	78	78
そしもえるごみ(可燃ごみ)	(t/年)	jjj	_	_	_	_	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
他 <u>もえないごみ(不燃ごみ)</u> 計	( t /年) ( t /年)	kkk III	_		_		0 8	<u> </u>	0	0 8	<u> </u>	0 8	<u> </u>	0 8	0 8	0 8	0 8	0 8
<u>み</u>	(t/年) (t/年)	n	5,091.11	5,129.54	5,470.43	5,631.86	5,671	5,660	5,671	5,678	5,685	5,714	5,745	5,773	5,802	5,829	5,843	5,855
家庭系ごみ	(t/年)	0	3,665.26	3,722.06	3,982.09	4,032.87	4,092	4,089	4,107	4,124	4,140	4,160	4,180	4,199	4,219	4,238	4,243	4,248
	(g/人·日)	р	543.20	540.80	565.10	557.80	561.5	558.0	554.5	551.0	547.5	547.5	547.5	547.5	547.5	547.5	547.5	547.5
もえるごみ(可燃ごみ)	(t/年)	q	3,157.31	3,212.66	3,451.30	3,469.10	3,534	3,531	3,546	3,561	3,574	3,591	3,610	3,626	3,642	3,659	3,663	3,668
もえないごみ(不燃ごみ)	(t/年)	r	138.66	134.45	144.20	144.04	147	147	148	148	149	150	150	151	152	153	153	153
粗大ごみ	(t/年)	S	91.72	86.65	97.73	101.36	101	101	102	102	103	103	104	104	105	105	105	105
資源ごみ(ビン類・缶類)	( t /年) ( t /年)	t	153.57 124.00	158.30 130.00	158.86 130.00	169.37 149.00	168 142	168 142	168 143	169 144	170	171 145	171 145	172 146	173 147	174 147	174 148	174 148
	(t/年) (t/年)	u V	1,425.85	1,407.48	1,488.34	1,598.99	1,571	1,563	1,556	1,546	144 1,537	1,546	1,557	1,566	1,575	1,583	1,592	1,599
チ末パング	(t/年) (t/日)	w	3.91	3.86	4.08	4.37	4.30	4.28	4.26	4.24	4.21	4.24	4.27	4.29	4.32	4.34	4.36	4.38
	(kg/事業所·日)	Х	6.10	5.80	5.90	6.40	6.3	6.2	6.2	6.1	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
もえるごみ(可燃ごみ)	(t/年)	у	1,406.99	1,393.20	1,475.68	1,585.73	1,558	1,550	1,543	1,533	1,524	1,533	1,544	1,553	1,562	1,570	1,579	1,586
もえないごみ(不燃ごみ)	( t /年)	Z	0.29	0.06	0.04	0.02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	(t/年)	aa	0.00	0.00	0.32	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源ごみ(ビン類・缶類)	(t/年)	bb	18.57	14.22	12.30 —	13.24	13 7.6	7.6	13	13 7.6	13 7.6	13	13 7.6	13 7.6	13 7.6	13 7.6	13 7.6	13 7.6
その他ごみ可燃ごみ	( t /年) ( t /年)	nnn	_				7.5	7.5	7.6 7.5	7.5	7.5	7.6 7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.6
粗大ごみ	(t/年)	000	_	_	_	_	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
集団回収	(t/年)	CC	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属類・アルミ缶	(t/年)	dd	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙類	(t/年)	ee	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総排出量	(t/年)	ff	5,091.11	5,129.54	5,470.43	5,631.86	5,671	5,660	5,671	5,678	5,685	5,714	5,745	5,773	5,802	5,829	5,843	5,855
→"¬\	(g/人·日)	gg	754.50	745.30	776.40	779.00	778	772	766	759	752	752	753	753	753	753	754	755
ごみ焼却施設搬入量   もえるごみ(可燃ごみ)	( t /年) ( t /年)	hh ii	4,683.97 4,564.30	4,725.33 4,605.86	5,056.67 4,926.98	5,186.66 5,054.83	5,232 5,100	5,221 5,089	5,230 5,097	5,235 5,102	5,240 5,106	5,267 5,132	5,298 5,162	5,323 5,187	5,349 5,212	5,374 5,237	5,387 5,250	5,399 5,262
粗大ごみ	(t/年)	ii	91.72	86.65	98.05	101.36	101	101	102	102	103	103	104	104	105	105	105	105
資源化処理後可燃残渣	(t/年)	kk	27.95	32.82	31.64	30.47	31	31	31	31	31	32	32	32	32	32	32	32
焼却処理量	(t/年)	II	4,722.22	4,757.15	4,989.66	5,069.09	5,232	5,221	5,230	5,235	5,240	5,267	5,298	5,323	5,349	5,374	5,387	5,399
直接焼却	(t/年)	mm	4,694.27	4,724.33	4,958.02	5,038.62	5,201	5,190	5,199	5,204	5,209	5,235	5,266	5,291	5,317	5,342	5,355	5,367
資源化処理後可燃残渣	(t/年)	nn	27.95	32.82	31.64	30.47	31	31	31	31	31	32	32	32	32	32	32	32
焼却処理後   焼却飛灰	( t /年) ( t /年)	00 nn	407.69 0.00	416.23 2.16	506.46 383.02	491.37 375.04	507 387	506 386	507 387	507 387	508 388	511 390	513 392	516 394	518 396	521 398	522 399	524 400
焼却灰(炉下灰)	(t/年) (t/年)	pp qq	121.89	108.93	121.35	116.33	120	120	120	120	120	121	121	122	122	123	123	124
溶融スラグ	(t/年)	rr	105.13	126.88	2.10	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
溶融飛灰(山元還元)	(t/年)	SS	180.67	178.26	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源化処理(リサイクルプラザ)	(t/年)	tt	310.01	299.04	308.64	321.61	328	328	329	330	332	334	334	336	338	340	340	340
可燃残渣	(t/年)	uu	27.95	32.82	31.64	30.47	31	31	31	31	31	32	32	32	32	32	32	32
不燃残渣	(t/年)	VV	43.47	44.02	40.29	41.66	42 255	42 255	43	43	43	43	43	44	262	44	44	44
資源物       ガラス類	( t /年) ( t /年)	xx	238.58 136.00	222.19 133.00	236.71 137.00	249.48 140.00	255 143	255 143	255 143	256 144	258 145	259 145	259 145	260 146	262 147	264 148	264 148	264 148
金属類	(t/年)	уу	93.13	79.53	90.75	99.35	101	101	102	102	103	103	103	104	104	105	105	105
蛍光灯・電池類	(t/年)	ZZ	9.45	9.67	8.97	10.13	11	11	10	10	10	11	11	10	11	11	11	11
資源化量	(t/年)	aaa	648.38	657.33	368.81	398.48	784	783	785	787	790	794	796	800	805	809	811	812
(資源化率)	(%)	bbb	12.70	12.80	6.70	7.10	13.8	13.8	13.8	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9
中間処理による資源化	(t/年)	ccc	524.38	527.33	238.81	249.48	642	641	642	643	646	649	651	654	658	662	663	664
直接資源化	(t/年)	ddd	124.00	130.00	130.00	149.00	142	142	143	144	144	145	145	146	147	147	148	148
集団回収	(t/年)	eee	0.00	0.00	0.00	0.00	0	163	0	0	163	0	0	0	166	0	0	169
最終処分量 (最終処分率)	(t/年)	fff	165.37	155.11	544.66	533.02	162	162	163	163	163	164	164	166	166	167	167	168
	(%)	ggg	3.20	3.00	10.00	9.50	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
中間処理残渣 直接埋立	( t /年) ( t /年)	hhh iii	165.37 0.00	155.11 0.00	544.66 0.00	533.02	162 0	162 0	163 0	163 0	163 0	164 0	164 0	166 0	166 0	167 0	167 0	168 0
に対すます	( ( / +/	111	0.00	0.00	0.00	0.00	U	U	U	U	U	U	U	J	U	ı	ı	ı

#### 第5章 生活排水処理の現状と将来計画

#### 1. 生活排水処理の現状

わが国の生活排水処理は、公衆衛生の改善の立場から始まり、近年では公共用水域の水質の保全・改善及び生活環境の向上の立場から、様々な処理施設の整備が行われている。例えば、大都市の市街地などは公共下水道、農村部では農業集落排水処理施設、点在する集落では合併浄化槽と地域の実情にあわせて適切な処理方式を選定できる条件が整ってきている。

しかしながら、特に内湾等の閉鎖性水域では改善が遅れており、環境基準の達成は十分でないのが現状である。

本村では、生活排水対策として公共下水道の処理区域の拡大及び整備と水洗化の促進に 努めており、年々、公共下水道の利用可能人口及び接続人口は増加している。

公共用水域の水質保全・改善及び生活環境の向上における公共下水道の果たす役割は大きいことから、本村では下水道の普及向上を目指し、計画的に生活排水の処理に努めるものとする。

下水道の処理区域以外については、浄化槽による水洗化を行っている地区及びし尿を収集している地区については、許可業者により浄化槽汚泥及びし尿を計画的に収集し、汚泥再生処理センターで処理を行っている。今後は、合併浄化槽の設置を計画的に進めていく計画である。

本基本計画では、本村の生活排水処理に関する現状及び計画を示すこととする。

#### 2. 下水道整備状況

本村の生活排水対策のうち、公共下水道の整備状況を図 5-1 及び表 5-1 に示す。

2016 (平成 28) 年度における公共下水道の人口普及率 (行政区域内人口に対する利用可能人口の割合) は53.7%となっている。

また、下水道への接続率(水洗化率)(利用可能人口に対する接続人口の割合)は近年増加傾向にあり45%(接続人口:4,897人)である。「中城村循環型社会形成推進地域計画」(平成28年10月)においては、2021年度における接続人口の目標を9,875人としている。引き続き、公共下水道の整備を推進し、汚水衛生処理の向上を図る。

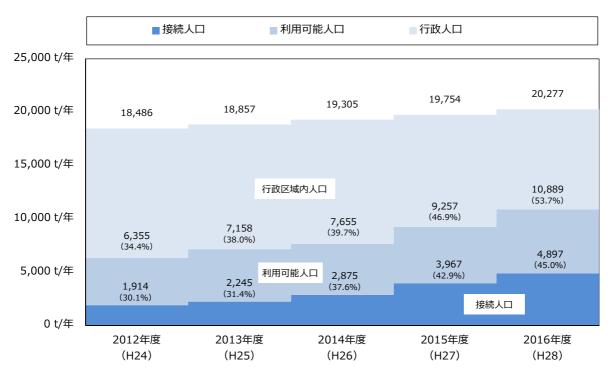


図 5-1 中城村の公共下水道整備状況

表 5-1 中城村の公共下水道整備状況

27 - 1 //15 - 27 / 1 5 / 22 / 10 / 22 / 10 / 22 / 23 / 23 / 24 / 24 / 24 / 24 / 24									
年度 項目	2012 年度 (H24)	2013 年度 (H25)	2014 年度 (H26)	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H28)				
行政区域内人口(A)	18,486 人	18,857人	19,305 人	19,754 人	20,277 人				
利用可能人口(B)	6,355 人	7,158 人	7,655 人	9,257 人	10,889人				
接続人口(C)	1,914 人	2,245 人	2,875 人	3,967 人	4,897人				
人口普及率(B/A)	34.4%	38.0%	39.7%	46.9%	53.7%				
接続率(水洗化率)(C/B)	30.1%	31.4%	37.6%	42.9%	45.0%				

※各年度とも年度末日の値

資料:「下水道のあらまし」(沖縄県土木建築部下水道課)

#### 3. 汚泥再生処理センター

本村のし尿及び浄化槽汚泥は、本村、与那原町、西原町、南風原町及び北中城村の 5 町村で構成する東部清掃施設組合の「汚泥再生処理センター」で処理を行っている。

なお、し尿処理工程で発生する汚泥は、ごみ焼却施設において助燃剤として有効利用を 行う。



写真 5-1 東部清掃施設組合 汚泥再生処理センターの外観

表 5-2 汚泥再生処理センターの概要

項目	施設の概要			
施設名称	東部清掃施設組合 汚泥再生処理センター			
所在地	沖縄県中頭郡西原町字小那覇 964 番地			
竣工年月	2014(平成 26)年 12 月			
処理能力	107kl/日 ・し尿 7kl/日 ・浄化槽汚泥 100kl/日 ・農業集落排水施設脱水汚泥 0.3 ㎡/日			
処理方式	固液分離・希釈方式			

#### 4. 生活排水対策等

家庭における水使用量や排出される汚濁負荷量は、生活様式の高度化・多様化に伴い、 増加の傾向にあり、今後も増加傾向で推移するものと思われる。したがって、家庭及び事 業所等でできる生活排水対策を実践するよう啓発普及に努めるものとする。

#### (1) 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の抑制のため、次の啓発活動を行う。

- ①生活排水対策に係る広報活動の実施
- ②廃油ポットや廃油凝固剤、拭取紙、排水口ネット等排出抑制用品の普及
- ③無リン洗剤、石けんの使用

#### (2) 浄化槽の適正管理

浄化槽の適正管理と機能維持のため、浄化槽使用者に対して保守点検や清掃の実施、法 定検査の受検の徹底等について普及啓発を行う。

#### (3) 災害時のし尿処理

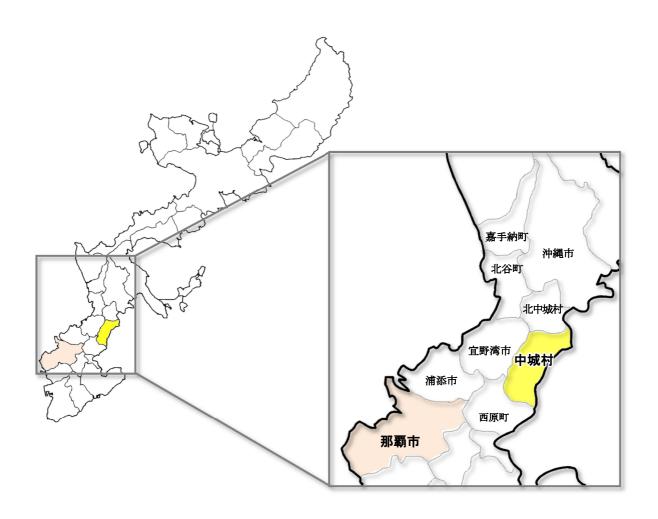
本村の地域防災計画に基づき、災害時のし尿処理を円滑に行う。また、災害発生時に備え、沖縄県・周辺自治体・民間事業者との連携体制を構築し、緊急時に際しても安定した処理体制を確保する。

# 資 料 編

## 1. 中城村の概況

# (1) 位置

本村は、沖縄本島中部地域の東海岸側に位置し、県都那覇市からおよそ 15km の圏域にある。東側は中城湾に面し、北側は北中城村、西側は宜野湾市、南側は西原町と接している。



資料 図 1-1 中城村位置図

#### (2) 気象状況

本村の気象状況について、平均的な気候の状態を示す指標である平年値に基づいて以下 に述べる。なお、この平年値は沖縄気象台(那覇)の観測データに基づくものである。

平均気温の平年値は、17.0℃から 28.9℃の範囲内にあり、1年を通して温暖な気候と 言える。

また、降水量の平年値は、年間を通して各月ともに 100mm を超えており、梅雨時期の 5~6月と台風の接近が多くなる8~9月には降水量が 200mm を超えている。



資料 図 1-2 中城村地域の気象状況

資料表 1-1 中城村地域の気象状況(1981年から2010年までの那覇における平年値)

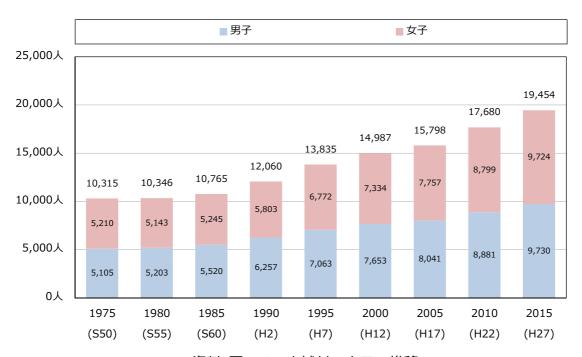
区分	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気	最高	19.5	19.8	21.7	24.1	26.7	29.4	31.8	31.5	30.4	27.9	24.6	21.2	25.7
温(	最低	14.6	14.8	16.5	19.0	21.8	24.8	26.8	26.6	25.5	23.1	19.9	16.3	20.8
£	平均	17.0	17.1	18.9	21.4	24.0	26.8	28.9	28.7	27.6	25.2	22.1	18.7	23.1
	承水量 mm)	107.0	119.7	161.4	165.7	231.6	247.2	141.4	240.5	260.5	152.9	110.2	102.8	2,040.8
	l 速 m/s)	5.4	5.3	5.2	5.1	5.0	5.4	5.3	5.2	5.4	5.4	5.5	5.2	5.3
	照時間 (h)	94.2	87.1	108.3	123.8	145.8	163.6	238.8	215	188.9	169.6	123	115.6	1,774.0

資料: 気象庁ホームページ(http://www.jma.go.jp/jma/)

#### (3) 人口

本村の人口及び世帯数の推移を資料 図 1-3 及び資料 表-2 に示す。

本村の人口は 1975 (昭和 50) 年以降増加する傾向にあり、2015 (平成 27) 年には 19,454 人となっている。また、世帯数についても増加傾向にあるが、1世帯当りの人員 は減少傾向にあり、核家族化や少子化が進行している。



資料 図 1-3 中城村の人口の推移

資料 表 1-2 中城村の人口及び世帯数の推移

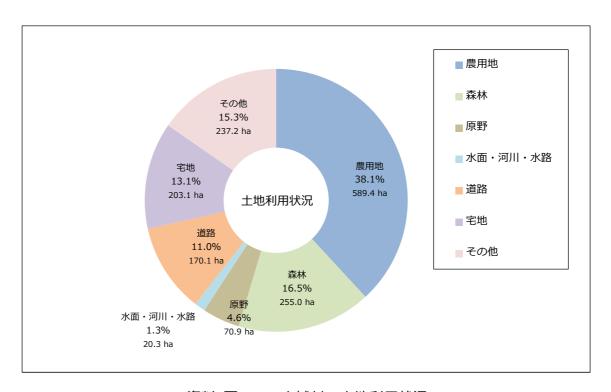
項目		人口		総世帯数	1世帯当たり	対前回人口
年度	総数 (人)	男子(人)	女子 (人)	(世帯)	人員 (人)	増減率 (%)
1975 (S50)	10,315	5,105	5,210	2,086	4.9	_
1980 (S55)	10,346	5,203	5,143	2,250	4.6	+ 0.3
1985 (S60)	10,765	5,520	5,245	2,654	4.1	+ 4.0
1990 (H2)	12,060	6,257	5,803	3,434	3.5	+12.0
1995 (H7)	13,835	7,063	6,772	4,184	3.3	+14.7
2000 (H12)	14,987	7,653	7,334	4,622	3.2	+ 8.3
2005 (H17)	15,798	8,041	7,757	5,333	3.0	+ 5.4
2010 (H22)	17,680	8,881	8,799	6,268	2.8	+11.9
2015 (H27)	19,454	9,730	9,724	7,209	2.7	+10.0

資料:「国勢調査」(総務省)

## (4) 土地利用状況

本村の土地利用状況を資料 図 1-4 及び資料 表 1-3 に示す。

本村の土地利用で最も大きな割合を占めているのは、農用地の 38.1%であり、次いで森林の 16.5%となっている。



資料 図 1-4 中城村の土地利用状況

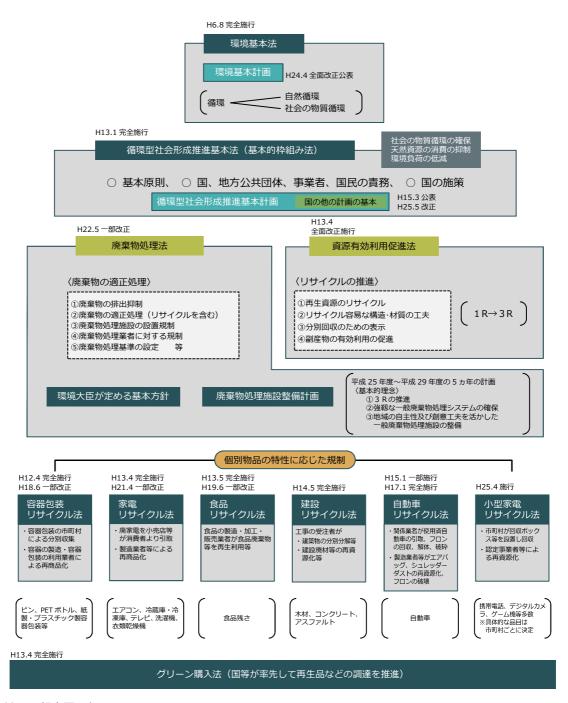
資料表1-3 中城村の土地利用状況(2010(平成22)年度)

項目	面 積 (ha)	構成比(%)
農用地	589.4	38.1
森林	255.0	16.5
原野	70.9	4.6
水面・河川・水路	20.3	1.3
道路	170.1	11.0
宅 地	203.1	13.1
その他	237.2	15.3
総数	1,546.0	100

資料:「第四次中城村国土利用計画」(平成24年4月、中城村)

#### 2. 廃棄物関連法令

廃棄物に係る関係法令の概要を以下に示す。



※資料を基に一部変更を行っている。

資料:「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(平成23年版)」(環境省)

資料 図 2-1 循環型社会の形成の推進に係る法令

#### (1) 環境基本法

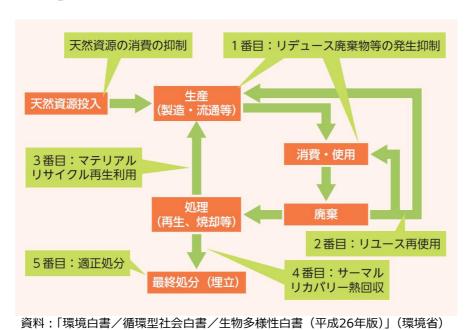
「環境基本法」は、幅広い環境政策の総合的な枠組みを定めるものとして 1993 (平成 5)年に成立しており、従来の「公害対策基本法」に「自然環境保全法」の理念部分等を加えたものとなっている。

この法律では、環境の保全について基本理念を定め、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を推進するものとしている。また、同法に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱となる「環境基本計画」が策定されており、現在は2012(平成24)年4月に閣議決定した「第四次環境基本計画」に基づき、持続可能な社会として「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会を環境行政の究極目標として位置づけている。

#### (2) 循環型社会形成推進基本法

「循環型社会形成推進基本法」は、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のあり方や、 国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源 の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、2000 (平成12)年6月に公布され、2001(平成13)年1月に施行されている。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしている。



資料 図 2-2 循環型社会の姿

#### 循環型社会形成推進基本法の概要

1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示

「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

- 2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義 法の対象となるものを有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用 なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。
- 3. 処理の「優先順位」を初めて法定化
  - ①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分 の優先順位。
- 4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化 循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。
  - (1) 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。
  - (2) 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。
- 5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。

- (1) 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。
- (2) 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。
- (3) 計画は、政府一丸となった取組みを確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。
- (4) 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。
- (5) 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。
- (6) 国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。
- 6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示
  - 廃棄物等の発生抑制のための措置
  - ○「排出者責任」の徹底のための規制等の措置
  - ○「拡大生産者責任」を踏まえた措置(製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品 等に関する事前評価)
  - 再生品の使用の促進
  - 環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等

資料:環境省ホームページ (www.env.go.jp/)

#### (3) 廃棄物処理法

#### ①廃棄物処理法の概要

正式な名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、1970(昭和 45)年の第 64 回臨時国会(いわゆる「公害国会」)において、他の公害関係立法とともに成立している。

法の目的は、法の成立時は廃棄物の適正処理や公衆衛生の向上が主なものでしたが、 現在では廃棄物の排出抑制や分別、再利用等を推進することの重要性を鑑み、これらの 概念についても目的として追加されている。

資料表 2-2 廃棄物処理法の概要

臭作 我 乙 乙	元未がだ。生仏り伽女	
目 的	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正な処理(運搬	は、処分、再生等)、③生活環境の清潔保持により、
	生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること	
定義		**************************************
	○汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの(	
	一般廃棄物	産業廃棄物
	○産業廃棄物以外の廃棄物	○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、
	 	汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物 特別管理産業廃棄物
	○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境	□○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境
	に被害を生ずるおそれのある一般廃棄物	に被害を生ずるおそれのある産業廃棄物
処 理 責 任 等	○市町村が自ら作成した一般廃棄物処理計画に従	○事業者が、その責任において、自ら又は許可業
处任其正守	って、生活環境の保全上の支障が生じないうち	○事業もが、この責任において、日うスは計り業     者への委託により行う
	こと、エルススの体生工の文件が主じない。。   に行う。	B. (の女間になり1) ク
処 理 業	- ですり。 - ○市町村長の許可制	 ○都道府県知事の許可制
(収集運搬業	○施設及び申請者の能力が基準に適合し、申請内	○施設及び申請者の能力が基準に適合する場合等
又は処分業)	容が一般廃棄物処理計画に適合する場合に許可	に許可
指導監督	○市町村長による報告徴収、立入検査、改善命令、	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善
	   措置命令等	命令、措置命令等
処 理 施 設	○都道府県知事の許可制(ただし市町村が設置す	○都道府県知事の許可制
	る場合は届出)	
	○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維	○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維
	持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正	持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正
	に配慮されたものである場合は許可	に配慮されたものである場合は許可
指導監督	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善
	命令等	命令等
	○都道府県知事による定期検査	○都道府県知事による定期検査
輸出入規制	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認
	が必要	が必要
		○適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の
- 4 - 41 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	O A STEELE OF A LANGE AND A STEELE OF A ST	許可が必要
再生利用に係	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用につ	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用につ
る 特 例	いて環境大臣の確定を受けた場合には、処理業	いて環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及
	及び処理施設の設置の許可は不要	び処理施設の設置の許可は不要
広域的処理に	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を
係る特例	受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要	受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要
投棄禁止	○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない	
焼却禁止	○何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃	棄物を焼却してはならない
罰則	○不法投棄・不法焼却の場合、5年以下の懲役若し	くは 1,000 万円以下の罰金又はその併科
	(法人によるものは、3億円以下の罰金)	
	什么力量(亚式 10 年版)」(理培坐)	

資料:「循環型社会白書(平成18年版)」(環境省)

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、 目的 並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る 廃棄物 廃 汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの(放射性物質等を除く) 棄 物の 一般廃棄物 産業廃棄物 分 産業廃棄物以外の廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、 類 (家庭から排出されるごみ等) 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等 ・基本方針の策定 ・施設基準の設定 玉 「 の 役 委託基準の設定 ・廃棄物処理施設整備計画の策定 ・処理基準の設定 ・技術開発・情報収集 等 割 排出事業者 処理責任 市町村 処理責任 ・産業廃棄物を自ら処理し ・区域内の一般廃棄物の処理に関する計 ・報告徴収及 画 (一般廃棄物処理計画) の策定 なければならない び立入検査 ・運搬されるまでの間の保 ・市町村は、一般廃棄物処理計画に従っ 改善命令 て、その区域内における一般廃棄物を 管基準の遵守 · 措置命令等 ・産業廃棄物処理基準の遵 生活環境の保全上支障が生じないうち に処理しなければならない 守 ・委託に係る責任 ・市町村は一般廃棄物処理基準に従い一 市 委託基準の遵守 般廃棄物の処理を行う 町 廃棄物処 村 長 道 理に係る主な規 府 一般廃棄物処理業者 産業廃棄物処理業者 知 区域ごとに許可を受けな ・許可 ・区域ごとに許可を受けな ・許可 事 ければならない ければならない ・報告徴収及 ・報告徴収及 一般廃棄物処理基準の遵 ・産業廃棄物処理基準の遵 び立入検査 び立入検査 ・改善命令 ・改善命令 制 措置命令等 ・再委託の禁止 再委託の原則禁止 • 措置命令等 ・名義貸しの禁止 ・名義貸しの禁止 都 -般廃棄物処理施設設置者 産業廃棄物処理施設設置者 道 ・許可 ・許可 ・設置、譲渡等の許可を受 ・設置、譲渡等の許可を受 府 ・報告徴収及 ・報告徴収及 けなければならない けなければならない び立入検査 び立入検査 知 ・改善命令等 · 改善命令等 事

資料:「循環型社会白書(平成18年版)」(環境省)

資料 図 2-3 廃棄物処理法のしくみ

#### ②関係者の責務と役割

廃棄物処理法では、廃棄物の処理に係る関係者(国民、事業者、地方公共団体及び国) の責務を定めている。

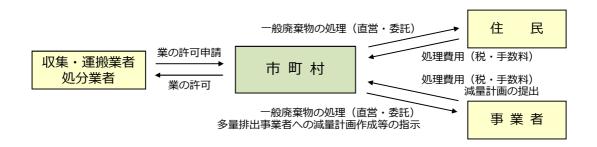
以下に廃棄物処理法に定められた各関係者の責務を示す。

#### 資料表 2-3 廃棄物処理に係る関係者の責務

- 国 民 ··· 廃棄物の排出の抑制や再生利用を図ること等により、廃棄物の減量その他の適正な 処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
- 事業者…事業者の製造する製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難とならないようにするための具体的措置として、処理の困難性を自ら評価し適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと等。
- 市 町 村 … ①一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、その適正な処理に 必要な措置を講ずるよう務めること等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
- 都道府県 … ①市町村に対し、一般廃棄物の処理等に係る市町村の責務が十分に果たされるよう 必要な技術的援助を与えることに務めるとともに、都道府県の区域内における産業 廃棄物の適正な処理が行われるよう必要な措置を講ずることに務めなければなら ないこと等。
  - ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
  - 国 … ①廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発 の促進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、その責務が十分に果たされる ように必要な技術的及び財政的援助を与えることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制等に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。

また、廃棄物処理における市町村の役割として主に以下の事項がある。

- 一般廃棄物処理事業の実施(第4条第1項)
- 国民及び事業者への廃棄物の減量等に関する意識啓発(第4条第4項)
- 一般廃棄物処理計画の策定(第6条第1項)
- 一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物処理事業の実施(第6条の2第1項)
- 多量排出事業者に対する減量計画作成等の指示(第6条の2第5項)
- 一般廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可(第7条第1、6項)

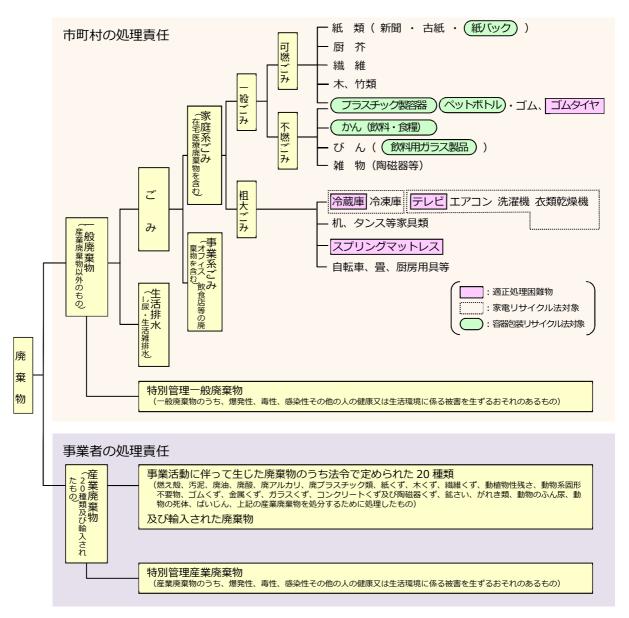


資料 図2-4 一般廃棄物の処理における市町村の主な役割

#### ③廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿等の汚物または不要物で、固形状または液状のものをいう。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものは別の法律の対象となっている。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されている。



※「一般廃棄物」の区分は性状による一般的な区分を示しており、特定の市町村等の分別区分を示すものではない。

資料 図2-5 廃棄物の区分

#### ④一般廃棄物の種類

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことである。

主に家庭から発生する生活系ごみ、オフィスや飲食店から発生する産業廃棄物以外の 事業系ごみを含む。さらにごみは一般ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ等)と粗大ごみに分け られ、品目によって容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の適用を受ける。また、 この他、し尿(生活排水)も一般廃棄物である。

## ⑤産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、その性状及び量的な観点から、 市町村において適正な処理が困難であると考えられる廃棄物であり、法で定められた 6 種類と政令で定められた 14 種類の合計 20 種類の廃棄物のことである。

資料 表2-4 産業廃棄物の種類

	種 類	内 容	業種指定					
	1. 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残さ						
法	2. 汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性 汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工場の排水処理汚泥、ビル ピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、炭酸カルシウムかす等						
律	3. 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ等						
	4. 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機塩酸類等、すべての酸性廃液						
	5. 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液等、すべてのアルカリ性廃液						
	6. 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等、固形状液状のすべての合成高分子系化合物						
	7. 紙くず	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る	有					
	8. 木くず	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材、木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、パレット、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る	有					
	9. 繊維くず 建設業 (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。)、繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。) に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る							
	10. 動物又は植物に係る固形状の不要物	は植物に係 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物 大の不要物 に係る固形状の不要物						
_,	11. 獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	- 係 と と 会場で 解体 等を した 獣 奈や 食 阜 処 理場で 食 阜 処 理した 食 阜 に 係る 因 形状の 不要物						
政	12. ゴムくず	天然ゴムくず						
	13. 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等						
令	14. ガラスくず、コンク リートくず、陶磁器 くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず等						
	15. 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等の溶解炉のかす、キューポラのノロ、ボタ、不良石炭、紛灰かす等						
	16. がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物						
	17. 動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿	有					
	18. 動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体	有					
	19. ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設または、上記1~18の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの						
Maria.	20. その他	上記1~19に掲げる産業廃棄物または輸入された廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの						

資料:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、施行令第2条」

#### ⑥特別管理廃棄物の種類

特別管理廃棄物は、1991(平成3)年7月に施行された改正廃棄物処理法によって定められたものであり、爆発性、毒性、感染性等の性状を有し、その処理等に伴い人体や環境に悪影響を与えるおそれがある一般廃棄物及び産業廃棄物とされている。それぞれ、「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」に区分されている。

資料 表 2-5 特別管理廃棄物の種類

区分		主な分類	概要
	PCE	3 使用部品	廃工アコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品
特別	廃水銀		水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収したもの
管理	ばい	いじん	ごみ処理施設のうち、焼却施設において発生したもの
特別管理一般廃棄物	ばい	いじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である一般廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン 類を含むもの
物	感染	2性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着している おそれのあるもの
	廃油		揮発油類、灯油類、軽油類(難燃性のタールピッチ類等を除く)
	廃酸	tt X	著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸
	廃ア	アルカリ	著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ
	感染	性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着している おそれのあるもの
		廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
性土		PCB 汚染物	PCB が染みこんだ汚泥、PCB が塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCB が染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCB が付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCB が付着した陶磁器くず若しくはがれき類
別		PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので PCB を含むもの
特別管理産業廃棄物	特定有	廃水銀等	水銀使用製品の製造の用に供する施設等において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となった ものから回収した廃水銀
物	害産	指定下水汚泥	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥
	業廃	鉱さい	重金属等を一定濃度以上含むもの
	定有害産業廃棄物	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉塵(じん)発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
	ばいじん		重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
			重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
			有機塩素化合物等を含むもの
			重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの

資料:「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(平成 29 年版)」(環境省)

#### ア. PCB(ポリ塩化ビフェニル)

PCB は工業製品としてさまざまな用途に用いられてきましたが、毒性がある物質であることが明らかになり、1974(昭和 49)年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止される。その後、2001(平成 13)年に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、15年後の2016(平成28)年までに処理を終えることとされていましたが、2012(平成24)年の法改正により2027年までに処理を終えるよう期限の見直しが行われている。また、2014(平成26)年のPCB廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度PCB廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められている。

資料 表 2-6 P C B 廃棄物の保管状況 (2016 (平成 28) 年 3 月 31 日現在)

廃棄物の種類	保管事業所数	保管量		
高圧トランス	5,917	19,859 台		
高圧コンデンサ	17,568	111,039 台		
低圧トランス	950	29,606 台		
低圧コンデンサ	3,123	1,544,306 台		
柱上トランス	303	599,152 台		
安定器	12,843	4,484,527 個		
PCB	294	30 トン		
PCBを含む油	3,648	34,560 トン		
感圧複写紙	285	545 トン		
ウエス	3,154	1,025 トン		
汚泥	477	8,293 トン		
その他の機器等	20,477	608,719 台		

備考:ドラム缶等各種容器にまとめて保管している場合など、トランス等(高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、その他の機器等)が台数又は個数で計上できないもの、PCB等 (PCB、PCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥)が重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。なお、PCB等のうち、体積で計上された分については、 $1\ell=1$ kg として重量に換算して集計した。

資料:「PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果(平成27年度)について」(報道発表資料)(環境省)

資料 表2-7 PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用状況 (2016(平成28)年3月31日現在)

(2010 (   13/20) +3/1910/012)			
製品の種類	使用事業所数	使用量	
高圧トランス	2,315	8,949 台	
高圧コンデンサ	2,607	5,984 台	
低圧トランス	269	1,104 台	
低圧コンデンサ	165	19,727 台	
柱上トランス	59	151,381 台	
安定器	882	106,349 個	
PCB	23	39 kg	
PCB を含む油	33	55,599 kg	
感圧複写紙	0	0 kg	
ウエス	0	0 kg	
汚泥	1	41 kg	
その他の機器等	8,050	46,027 台	

備考: PCB 等 (PCB、PCB を含む油) のうち、体積で計上された分については、 $1\ell=1$ kg として重量に換算して集計した。

資料:「PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果(平成27年度)について | (報道発表資料)(環境省)

#### イ. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼の過程等で自然に生成する物質(副生成物)であり、 ダイオキシン類の約 200 種のうち、29 種類に毒性があるとみなされている。

ダイオキシン類の現在の発生源は製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガス等の さまざまな発生源がありますが、主な発生源はごみ焼却による燃焼であるといわれて いる。

1983 (昭和 58) 年 11 月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となって、ダイオキシン問題に大きな関心が向けられるようになる。

ダイオキシン類対策は、1999(平成 11)年 3 月に策定されたダイオキシン対策推進基本指針と、1999(平成 11)年 7 月に成立したダイオキシン類対策特別措置法の2つを基に進められている。

資料 表 2-8 ダイオキシン類の事業分野別の推計排出量及び削減目標量

事業分野		当面の間におけ	推計排出量(g-TEQ/年)		
		る削減目標量 (g-TEQ/年)	1997(平成9)年 における量	2003 (平成15) 年 における量	2015(平成27)年 における量
1	廃棄物処理分野	106	7,205~7,658	218~243	65
	(1)一般廃棄物焼却施設	33	5,000	71	24
	(2)産業廃棄物焼却施設	35	1,505	75	19
	(3)小型廃棄物焼却炉等(法規制対象)	22	-	37	12
	(4)小型廃棄物焼却炉(法規制対象外)	16	700~1,153	35~60	9.5
2	産業分野	70	470	149	50
	(1)製鋼用電気炉	31.1	229	80.3	25.2
	(2)鉄鋼業焼結施設	15.2	135	35.7	7.1
	(3) 亜鉛回収施設(焙焼炉、焼結炉、 溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉)	3.2	47.4	5.5	3.2
	(4) アルミニウム合金製造施設(焙焼 炉、溶解炉及び乾燥炉)	10.9	31.0	17.4	8.1
	(5) その他の施設	9.8	27.3	10.3	6.4
3	その他	0.2	1.2	0.6	0.2
	合 計	176	7,676~8,129	368~393	118~120

<sup>※1997 (</sup>平成 9) 年及び 2003 (平成 15) 年の排出量は毒性等価係数として WHO-TEF (1998) を、2015 (平成 27) 年の排出量及び削減目標量は可能な範囲で WHO-TEF (2006) を用いた値で表示した。

資料:「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」(2000年9月制定、 2012年8月変更)、「ダイオキシン類の排出量の目録」2017年3月)より環境省作成 「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(平成29年版)」(環境省)

<sup>※</sup>削減目標量は、排出ガス及び排水中のダイオキシン類削減措置を講じた後の排出量の値。

<sup>※</sup>前回計画までは、小型廃棄物焼却炉等については、特別法規制対象及び対象外を一括して目標を設定していたが、 今回から両者を区分して目標を設定することとした。

<sup>※「3</sup> その他」は下水道終末処理施設及び最終処分場である。前回までの削減計画には火葬場、たばこの煙及び 自動車排出ガスを含んでいたが、2014(平成26)年の計画では目標設定対象から除外した(このため、過去の 推計排出量にも算入していない)。

#### ウ. 感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、環境省の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」 によると、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病 原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」とさ れている。

以下に、医療関係機関等から発生する主な廃棄物と感染性廃棄物の判断基準及びその判断フローを示す。

資料 表 2-9 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

種類		例	
産業廃棄物 燃え殻 汚 泥		焼却灰	
		血液(凝固したものに限る。)、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する	
		汚泥、その他の汚泥	
	廃 油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の	
		燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その	
		他の油	
	廃酸 レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸		
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液(凝固していない状態のもの)、	
		その他のアルカリ性の液	
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹	
脂		脂製のもの	
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等	
ガラスくず、アンプル		金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの	
		アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、	
		陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの	
	陶磁器くず		
	ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄	
		物の焼却施設の集じん施設で回収したもの	
一般廃棄物		紙くず類、厨芥、繊維くず(包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類)、木くず、皮	
		革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等	

資料: 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成 29 年 3 月、環境省)

#### 資料表 2-10 感染性廃棄物の判断基準

#### 1 形状の観点

- (1) 血液、血清、血漿及び体液 (精液を含む。)(以下「血液等」という。)
- (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物(摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等)
- (3) 血液等が付着した鋭利なもの
- (4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの

#### 2 排出場所の観点

感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室(以下「感染症病床等」という。) において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

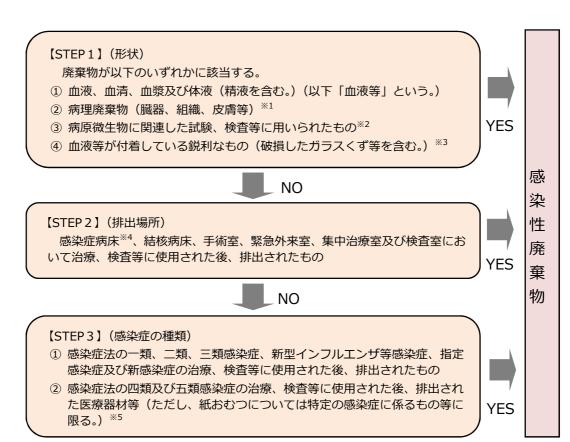
#### 3 感染症の種類の観点

- (1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- (2) 感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等(ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。)

通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該否について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者(医師、歯科医師及び獣医師)によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

資料:「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成 29 年 3 月、環境省)



### 非感染性廃棄物

次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)
- ※1ホルマリン漬臓器等を含む。
- ※2病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
- ※3医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイヤル等
- ※4感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

 $NO^{*6}$ 

※5医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等

なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。) 伝染性紅班、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

※6感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

資料:「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成29年3月、環境省)

資料 図 2-6 感染性廃棄物の判断フロー

#### ⑦在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物をいい、廃棄物処理法上、市町村が処理責任を負うこととされている。

在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会では、現段階で最も望ましい処理方法として、 ①注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性 廃棄物として処理する、②その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する、 という方法が考えられるとしている。

資料 表 2-11 主な在宅医療廃棄物の種類及び感染性への留意

分類	種類	発来物の推奨及び燃業性への自息 	感染等への 留意 <sup>※1</sup>
	ビニールバッグ類	輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ 等 栄養剤バッグ CAPD バッグ	
鋭利ではないもの	チューブ・ カテーテル類	吸引チューブ、輸液ライン 等  チューブ類 カテーテル類	×
	注射筒 (針以外の 部分)	使い捨てペン型 栄養剤注入器 インスリン注入器 ※針は付属しない	
	脱脂綿・ガーゼ		
鋭利ではあるが 安全なしくみを もつもの	ペン型自己注射針	(針ケース装着時)	○*²
鋭利なもの	医療用注射針、 点滴針	自己注射以外の医療用注射針	0

<sup>※1 「</sup>感染等への留意」は、〇:取扱いによっては感染等への留意が必要なもの、x:通常、感染等への 留意が不要なもの

<sup>※2</sup> 鋭利なもののうちペン型自己注射針は、針ケースを装着した場合、「感染等への留意」は「×」となる 資料:「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」(平成 20 年 3 月、在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会)

#### ⑧適正処理困難物等の種類

適正処理困難物は本来、事業者がその処理・処分に深く係わるべきものであるとの認識から、廃棄物処理法では事業者の処理・処分に対する協力について第6条の3の規定を設けている。

家庭等から排出される一般廃棄物には様々な種類のものがありますが、この中には市町村が有する技術、設備ではその適正な処理を行うことが困難なものもあり、これらの一般廃棄物の適正な処理の実施を確保することが重要な問題となっている。廃棄物処理法第6条の3の規定は、このような一般廃棄物の処理について、一般廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得て行うことが適当であるとの認識のもと、1991(平成3)年10月に改正された廃棄物処理法に新たに設けられたものである。

本条の規定は、本条第 1 項に基づき厚生大臣(現環境大臣)が指定した一般廃棄物の処理について、市町村長は、当該市町村においてその処理が適正に行われることを補完するために、指定された一般廃棄物であって廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者(以下「特定事業者」という。)に対し必要な協力を求めることができるとしたものである。

なお、市町村は、一般廃棄物の適正な処理を確保する責務を有することから、指定一般廃棄物の処理を直接に行わない場合であっても、その処理経路等について承知しておく必要があるものとされており、また、指定一般廃棄物について特定事業者が市町村に対して行う協力が円滑に行われるように努め、指定一般廃棄物について、適正な処理を確保してもらいたいとされている。

#### 指定を行う一般廃棄物(適正処理困難物)

- ①廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。)
- ②廃テレビ受像機(25型以上の大きさのものに限る。)
- ③廃電気冷蔵庫(250リットル以上の内容積を有するものに限る。)
- ④廃スプリングマットレス

#### (4) 資源有効利用促進法

正式な名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、1991(平成3)年に成立した「再生資源の利用の促進に関する法律」の抜本改正により、2000(平成12)年に成立、2001(平成13)年4月に施行された法律である。

この法律では、①副産物の発生抑制や再資源化を行うべき業種、②再生資源・再生部品を利用すべき業種、③原材料等の合理化等を行うべき製品、④再生資源または再生部品の利用の促進を行うべき製品、⑤分別回収を促進するための表示を行うべき製品、⑥自主回収・再生資源化を行うべき製品、⑦再生資源として利用することを促進すべき副産物を指定し、それぞれに係る事業者に一定の義務づけを行い、事業者の自主的な取組の促進を図っている。

# 「再生資源」とは: 使用済みの物品又は工場等で発生する副産物のうち有用なもので原材料として利用できるもの 「再生部品」とは: 使用済みの物品のうち有用なもので 部品その他製品の一部として利用で

きるもの

## 基本方針

主務大臣(事業所管大臣等)は、資源の使用の合理化、再生資源・再生部品の利用の総合的推進を図るための方針を策定・公表

#### 事業所管大臣等:

経済産業大臣、国土交通大臣、農林水 産大臣、財務大臣、 厚生労働大臣、環境大臣

#### 関係者の責務

#### 事 業 者

- ・使用済物品及び副産物の発生抑制の ための原材料の使用の合理化
- 再生資源・再生部品の利用
- ・使用済みの物品、副産物の再生資源・再生部品としての利用の促進

# 消 費 者

・製品の長期間使用

- ・再生資源を用いた製品の利用・分別回 収への協力等再生資源の利用等の促進
- ・国・地方公共団体及び事業者の実施する措置への協力等

#### 国・地方公共団体

- 資金の確保等の措置
- ・物品調達における再生資源の利用等 の促進
- 科学技術の振興
- ・国民の理解を深める努力等

資料:「循環型社会白書(平成18年版)」(環境省)

資料 図 2-7 資源有効利用促進法の概要



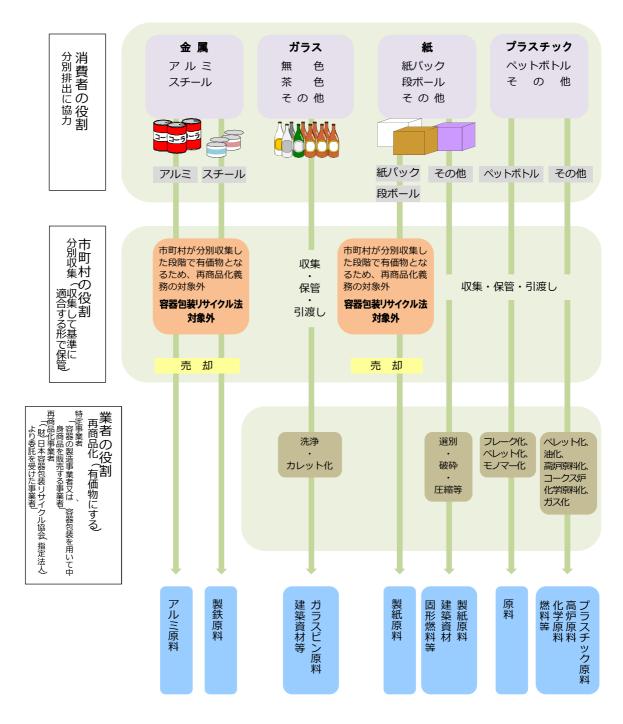
資料:一般社団法人パソコン3R協会ホームページ (www.pc3r.jp/home/recycle\_flow.html)

資料 図 2-8 パソコンリサイクルの流れ

#### (5) 容器包装リサイクル法

正式な名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、 1995 (平成7) 年に成立した法律である。

この法律では、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、生活系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器を製造または商品に容器包装を用いる事業者は再商品化という役割分担を定めている。



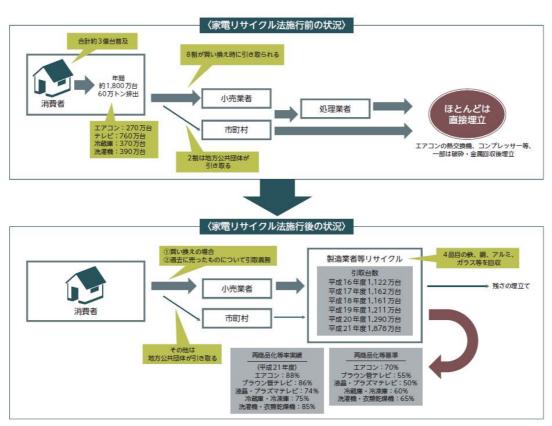
資料 図 2-9 容器包装リサイクル法の流れ

#### (6) 家電リサイクル法

正式な名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、1998(平成 10)年に成立した法 律である。

家庭から排出される廃家電製品については、基本的に市町村が収集し、処理を行ってきましたが、特に家庭用エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の4品目については、リサイクルをする必要性が特に高いにもかかわらず、市町村等によるリサイクルが困難である。そのため、これらの4品目について特定家庭用機器廃棄物と定め、製造業者等に一定の水準以上の再商品化が義務づけられている。

なお、2009(平成21)年4月1日より、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象機器に追加されている。



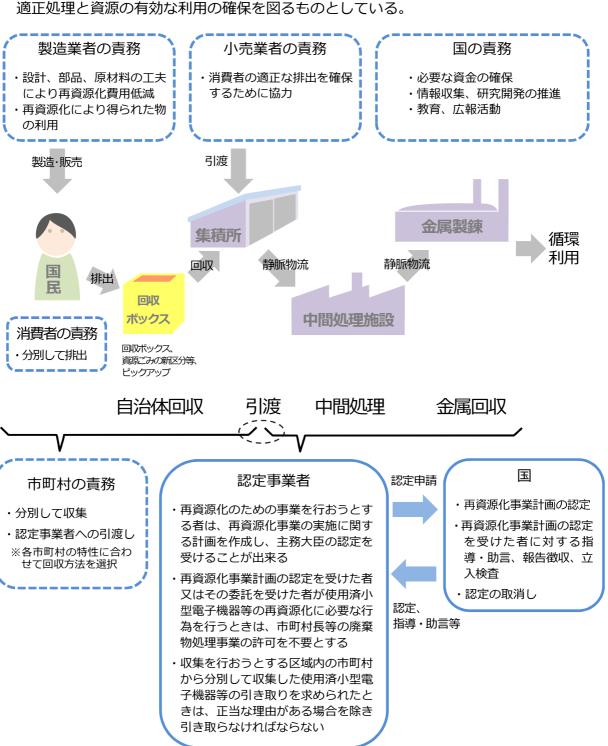
資料:「環境/循環型社会/生物多様性白書(平成23年版)」(環境省)

資料 図 2-10 家電リサイクル法施行前・施行後の状況

#### (7) 小型家電リサイクル法

正式な名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といい、2012 (平成24)年に成立した法律である。

この法律では、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に使用されている レアメタルや貴金属等の再資源化を促進するための措置を講ずることによって、廃棄物の 適正処理と資源の有効な利用の確保を図るものとしている。



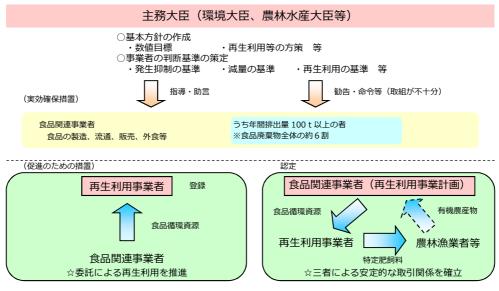
資料:経済産業省ホームページ (www.meti.go.jp/) 環境省ホームページ (www.env.go.jp/)

資料 図 2-11 小型家電リサイクル法の概要

#### (8) 食品リサイクル法

正式な名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、2000(平成12)年に成立した法律である。

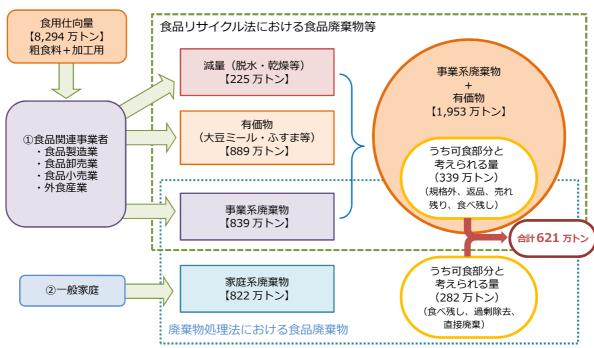
この法律では、食品の売れ残りや食べ残し等について、その発生抑制や減量化を図ると ともに、飼料や肥料として再生利用を促進するための措置を講じ、廃棄物の減量、資源の 有効利用を図るものとしている。



- ・廃棄物処理法の特例(荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可不要)
- ・肥料取締法・飼料安全法の特例(農林水産大臣への届出不要)

資料:「循環型社会白書(平成18年版)」(環境省)

資料 図 2-12 食品リサイクル法の仕組み



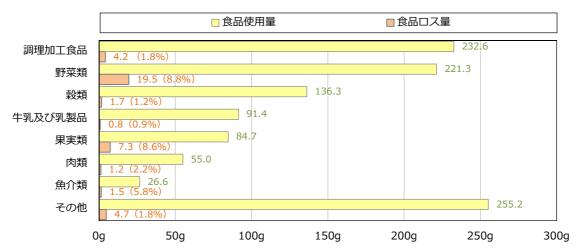
資料:「食品ロスの削減に向けて」(平成28年6月、農林水産省)

資料 図 2-13 食品廃棄物等の発生量(2014(平成 26)年度推計)

農林水産省の「食品ロス統計調査・世帯調査(平成26年度)」における主な食品別の「世帯食1人1日当たり食品使用量」及び「世帯食1人1日当たり食品ロス量」を以下に示す。

世帯食\*1人1日当たりの食品使用量は全体で1,103.1g となっており、食品別にみると「調理加工食品」が232.6g と最も多くなっている。世帯食1人1日当たりの食品口スは全体で40.9gであり、食品別にみると「野菜類」が19.5g と最も多くなっている。なお、全体の食品使用量に対する食品口スの割合は3.7%となっている。

※「世帯食」とは、家庭において、朝食、昼食、夕食及び間食のため、調理、飲食したものをいい、惣菜、 弁当などを購入して家で食べた場合を含む。なお、外食、学校給食等により飲食したものは除く。



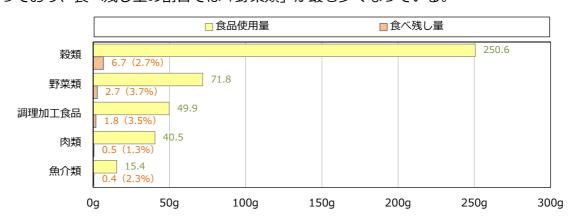
※「その他」とは、「でんぷん」、「豆類」、「きのこ類」、「卵類」、「生鮮海藻類」、「砂糖類」、「油脂類」、「調味料類」、「菓子類」及び「飲料類」を合計したものをいう。

資料:「食品ロス統計調査・世帯調査(平成26年度)」(農林水産省)

資料 図 2-14 主な食品別の食品使用量及び食品口ス量(世帯食1人1日当たり)

「食品ロス統計調査・外食調査(平成 27 年度)」の「食堂・レストラン」における「1 食当たり食品使用量及び食べ残し量」並びに「食べ残し量の割合」を以下に示す。

1 食当たり食品使用量及び食べ残し量のうち、最も食べ残し量が多いのが「穀類」となっており、食べ残し量の割合では「野菜類」が最も多くなっている。



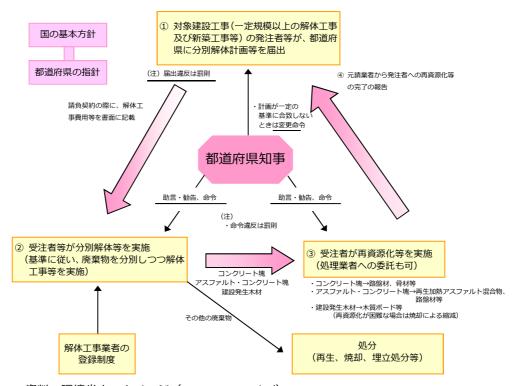
資料:「食品口ス統計調査・外食調査(平成27年度)」(農林水産省)

資料 図 2-15 主な食品別の 1 食当たりの食べ残し状況(食堂・レストラン)(平成 27 (2015) 年度)

# (9) 建設リサイクル法

正式な名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、2000(平成 12)年に成立した法律である。

この法律では、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや 木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務づ けている。また、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届 出制度、解体工事業者の登録制度等を設けている。



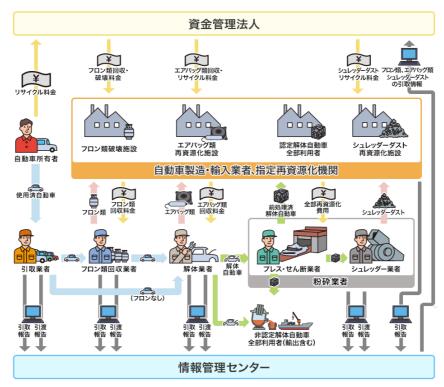
資料:環境省ホームページ (www.env.go.jp/)

資料 図 2-16 建設リサイクル法の概要

# (10) 自動車リサイクル法

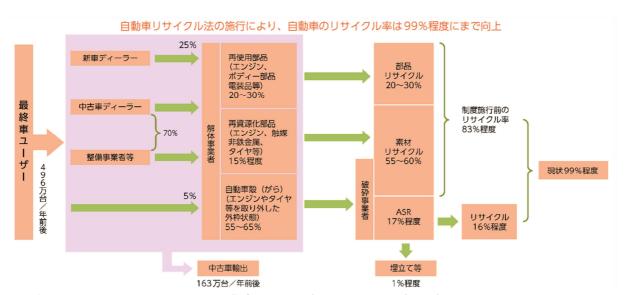
正式な名称は「使用済自動車の再資源化に関する法律」といい、2002(平成 14)年に成立した法律である。

この法律では、自動車製造業者及び関連業者による使用済自動車の引取り、引渡し、再 資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、使用済自動車に係る廃棄物の適正 処理、資源の有効利用の確保等を図るものとしている。



資料:環境省ホームページ (www.env.go.jp/)

資料 図 2-17 自動車リサイクル法の仕組み



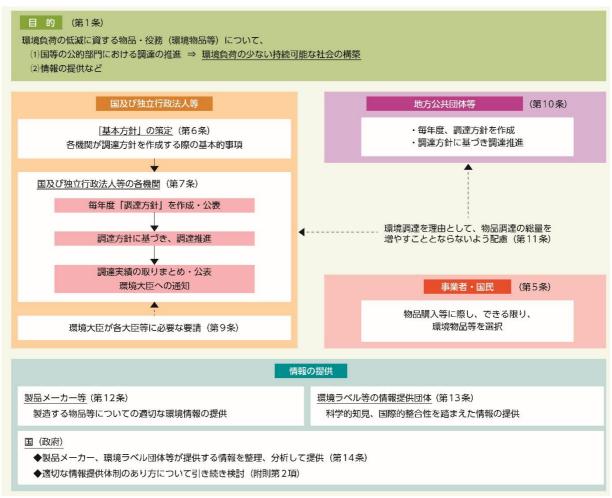
資料:「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(平成28年版)」(環境省)

資料 図 2-18 使用済自動車処理のフロー

# (11) グリーン購入法

正式な名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、2000(平成 12)年に成立した法律である。

この法律では、国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。



資料:「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(平成27年版)」(環境省)

資料 図 2-19 グリーン購入法の仕組み

# (12) 海岸漂着物処理推進法

正式な名称は「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」といい、2009(平成21)年に成立した法律である。

この法律では、海岸における良好な景観及び海岸の保全、海岸漂着物の円滑な処理及び 発生の抑制を図ることを目的としている。

### 海岸漂着物等の円滑な処理

〇海岸法で定められた海岸管理者等は、海岸漂着物の処理のため必要な措置を講じなければなら ない。

※海岸管理者等:都道府県又は市町村の河川部局、港湾部局、水産部局等

#### 海岸漂着物等の発生抑制

〇国・地方公共団体は、海岸漂着物の発生状況の調査、市街地・河川等でのごみ等の不法投棄の 防止に努める。

#### 政府の基本方針

- 〇政府が、海岸漂着物対策を推進するための基本的な方針を策定。
- 〇環境大臣は、農林水産大臣・国土交通大臣と協議して案を作成し、閣議で決定。<sup>※1</sup>

#### 《主な関係省庁》

#### 環境省

- ○海岸漂着物対策の総合調整
- ・政府の基本方針の立案
- ・海岸漂着物対策推進会議(局長級)、海岸漂着物対策専門会議を 主宰

# 農林水産省

#### 国土交通省

○海岸を所管する立場から、海 岸漂着物の回収等を推進

### 外務省

- ○韓国、中国など、周辺国との 国際協力を推進
- ○周辺国に由来する漂着物へ の対応について、周辺国に要 請

# 都道府県の地域計画

- 〇都道府県が、政府の基本方針に沿って、地域計画を作成。<sup>※2</sup>
- ○重点的に対策を講ずる区域、対策の内容、関係者の役割分担を盛り込む。
- ※1 基本方針は「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」として、2010 (平成 22) 年 3 月 30 日に閣議決定されている。
- ※2 沖縄県は 2012 (平成 24) 年 3 月に「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を作成している。

資料:「第16回環境省政策会議資料」(平成22年3月、環境省)

資料 図 2-20 海岸漂着物処理推進法のポイント

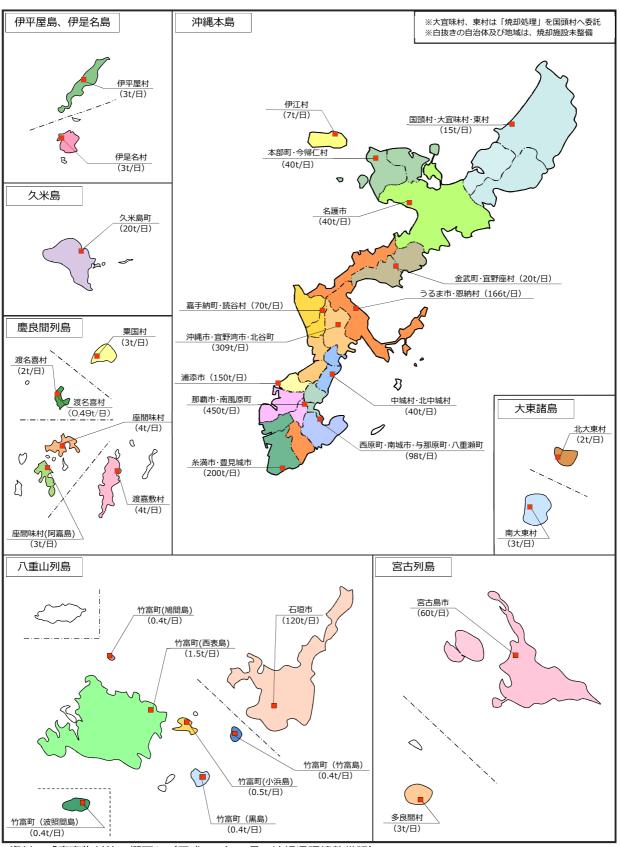
# 3. 沖縄県における一般廃棄物処理の現状

# (1) ごみ焼却施設整備状況

沖縄県内の市町村等において整備されているごみ焼却施設は、2016 (平成 28) 年 3 月 現在沖縄本島に 12 施設、離島に 21 施設、沖縄県全体では 33 施設となっている。

資料 表 3-1 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況

		実施主体		規模(t/日) 処理方式		
		施設名称		炉の形態	竣工年月	備考
		名護市	名護市	40 機械化バッチ	S 51.12	
	1	名護市環境センター	名護市字宇茂佐 1710-3	20 t /8 h ×2 基	S 52.12	
	2	国頭村	国頭村·大宜味村·東村	15 機械化バッチ	S 57.9	
		国頭村環境センター	国頭村字辺土名山地名原 479-1 外 13	7.5 t /8 h ×2 基	S 58.3	
	3	本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町·今帰仁村	40 機械化バッチ	H7.9	
		環境美化センター	本部町字北里 182	20 t /8 h ×2 炉	H10.3	
	4	中部北環境施設組合	うるま市・恩納村	166 ガス化溶融	H14.2	
		美島環境クリーンセンター	うるま市具志川字栄野比 1211-6	83 t /24 h ×2 基	H16.9	
	5	金武地区清掃相合	金武町・宜野座村	20 機械化バッチ	S 59.2	_
本		金武地区清掃センター 比謝川行政事務組合	宜野座村字漢那 2536-23 嘉手納町·読谷村	10 t /8 h ×2 基 70 准連続	S 60.12 H7.2	
4	6	ごみ処理施設	嘉手納町字久得 242-1	35 t /16 h ×2 炉	H10.3	_
		倉浜衛生施設組合	沖縄市・宜野湾市・北谷町	309 ガス化溶融	H19.3	
	7	エコトピア池原	沖縄市字池原 3394 番地	103 t /24 h ×3 炉	H22.3	-
島			中城村·北中城村	40 全連続+灰溶融	H12.12	防衛施設庁予算
250	8	中城村北中城村清掃事務組合		<u> </u>		(当初) 灰溶融設
		中城青葉苑	中城村字伊舎堂池武当原 787 外	20 t /24 h ×2 基	H15.5	備のみ稼働休止
	9	那覇市·南風原町環境施設組合	那覇市·南風原町	450 全連続+灰溶融	H14.8	
	9	那覇・南風原クリーンセンター	南風原町字新川 650	150 t /24 h ×3 基	H18.3	
	10	浦添市	浦添市	150 全連続+灰溶融	S 55.10	-
	10	浦添市クリーンセンター	浦添市伊奈武瀬 1-8-1	75 t /24 h ×2 基	S 57.12	
	11	東部清掃施設組合	西原町·与那原町·南城市·八重瀬町	98 准連続	S 58.4	
		清掃工場	与那原町字板良敷 1612	49 t 24 h ×2 炉	S 60.3	
	12	糸満市豊見城市清掃施設組合 4.5557/11/2015	糸満市·豊見城市	200 全連続+灰溶融	H7.12	_
		糸豊環境美化センター	糸満市字束里 74-1	100 t /24 h ×2 炉	H10.3	
	13	伊江村	伊江村	7 機械化バッチ	H14.10	防衛施設庁予算
		伊江村 E&C センター	伊江村字東江上カダ原 2788 外 久米島町	7 t /8 h ×1 炉	H16.2 S63.10	
	14	久米島町 久米島クリーンセンター	久米島町字阿嘉 297-133	20 機械化バッチ 10 t /8 h ×2 基	H2.1	_
			渡嘉敷村	4 機械化バッチ	H10.9	
	15	渡嘉敷村 渡嘉敷グリーンセンター	//2.結於[1]   渡嘉敷村字渡嘉敷 1845	4 t /8h×1炉	H11.7	_
		座間味村	座間味村(阿嘉島)	3 機械化バッチ	H9.4	
	16	阿嘉島クリーンセンター	座間味村阿嘉島地内	3 t /8 h×1炉	H10.3	-
		座間味村	座間味村	4 ガス化溶融	H14.11	
	17	座間味村クリーンセンター	座間味村字座間味牧治地内	4 t /8 h ×1 炉	H15.8	
		粟国村	栗国村	3 機械化バッチ	H15.6	
	18	粟国村ごみ処理施設	<b>粟国村草戸原 2334</b>	3 t /8 h×1 炉	H16.3	
	10	渡名喜村	渡名喜村	2 ガス化溶融	H14.3	
	19	渡名喜村ごみ焼却施設	渡名喜村高田地内	2 t /8 h ×1 炉	H15.3	
	20	渡名喜村	渡名喜村	0.49 固定バッチ	H25.11	
	20	渡名喜村ごみ焼却施設	渡名喜村高田地内	0.49 t /8 h ×1 炉	H25.11	
	21	南大東村	南大東村	3 機械化バッチ	H10.12	_
	21	南大東村クリーンセンター	南大東村字池之沢 1-1	3 t /8 h × 1 炉	H12.5	
離	22	北大東村	北大東村	2 機械化バッチ	H12.12	_
		うふあがりクリーンセンター	北大東村字南 211-1	2 t /8 h ×1 炉	H14.3	
	23	宮古島市	宮古島市	60 准連続	S51.9	4
		ごみ処理施設平良工場	宮古島市平良字西仲宗根 565-1	30 t /16 h ×2 基	S52.7	
島	24	多良間村 クリーンセンターたらま	多良間村	3 機械化バッチ	H11.9	-
		石垣市	多良間村字仲筋 1624-2 石垣市	3 t /8 h ×1 炉 120 連続	H12.5 H7.3	1
	25	石垣市クリーンセンター	石坦巾   石垣市字平得大俣 1273-439	120 建統 60 t /24 h ×2 炉	H7.3 H9.10	-
		伊平屋村	伊平屋村	3 機械化パッチ+灰溶融	H16.1	
	26	伊平屋村クリーンセンター	伊平屋村字田名 3225	3 t /8 h × 1 炉	H17.5	1
		竹富町	竹富町(波照間島)	0.4 ガス化燃焼	H17.11	
	27	波照間島ごみ焼却施設	竹富町字波照間 4969-1	0.4 t /8 h ×1 炉	H18.5	1
	20	竹富町	竹富町 (黒島)	0.4 ガス化燃焼	H17.11	
	28	黒島ごみ焼却施設	竹富町字黒島 2601	0.4 t /8 h ×1 炉	H18.5	<u> </u>
	29	竹富町	竹富町(竹富島)	0.4 ガス化燃焼	H18.9	
	29	竹富島ごみ焼却施設	竹富町字竹富 878	0.4 t /8 h ×1 炉	H19.3	
	30	竹富町	竹富町(小浜島)	0.5 ガス化燃焼	H18.9	
	30	小浜島ごみ焼却施設	竹富町字小浜 3400-1	0.5 t /8 h×1 炉	H19.3	
	31	竹富町	竹富町(鳩間島)	0.4 ガス化燃焼	H20.11	
	J1	鳩間島ごみ焼却施設	竹富町字鳩間地内	0.4 t /8 h ×1 炉	H21.5	
	32	竹富町	竹富町(西表島)	1.5 ガス化燃焼	H21.12	
		西表島ごみ焼却施設	竹富町字高那地内	1.5 t /8 h ×1 炉	H23.1	<u> </u>
	33	伊是名村	伊是名村	3 機械化バッチ	H22.7	.4
		伊是名村ごみ処理施設 「廃棄物対策の概要」 (亚)	伊是名村字勢理客 3630 北 20 年 1 日 - 油縄1目1号1音較/信封	3 t /8 h × 1 炉	H24.1	



資料:「廃棄物対策の概要」(平成 29年1月、沖縄県環境整備課)

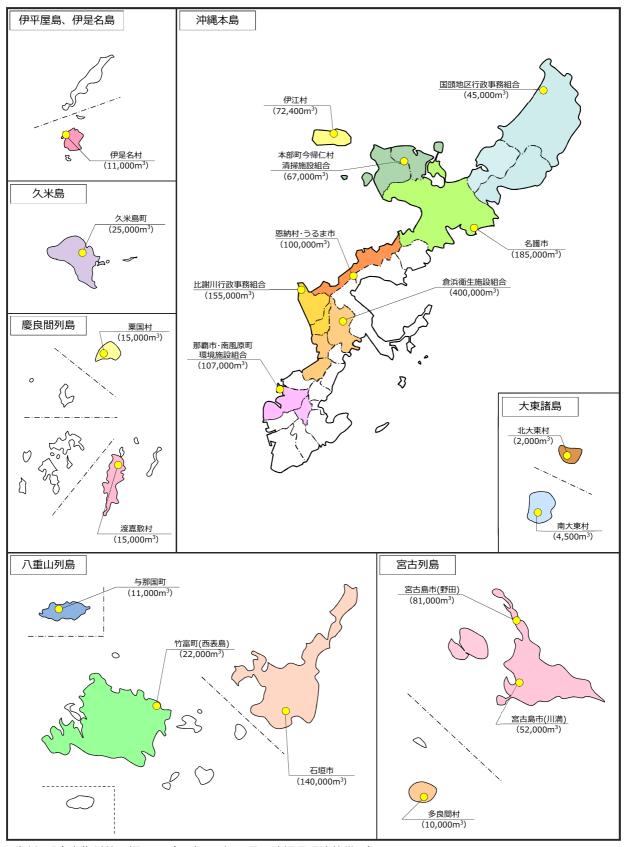
資料 図 3-1 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況

# (2) 最終処分場整備状況

沖縄県内の市町村等において整備されている管理型一般廃棄物最終処分場は、2016 (平成 28) 年 3 月末現在 20 施設となっている。

資料 表 3-2 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況

	実施主体 施設名称	埋立場所	対象廃棄物	埋立 開始年	埋立地面積 (m²)	全体容量 (m³)
1	比謝川行政事務組合 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰)	H20	15,650	155,000
2	恩納村 恩納村一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 溶融飛灰 粗大ごみ 不燃ごみ	НЗ	12,300	100,000
3	伊江村 伊江村E&Cセンター	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 不燃ごみ	НЗ	25,382	72,400
4	宮古島市 一般廃棄物最終処分場(野田処分場)	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残渣 粗大ごみ	Н6	10,600	81,000
5	宮古島市 一般廃棄物最終処分場(川満処分場)	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残渣	H9	7,000	52,000
6	名護市 名護市一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 破砕ごみ・ 処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H7	20,000	185,000
7	倉浜衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残渣	H9	38,000	400,000
8	石垣市 石垣市最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 破砕ごみ・処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H11	15,200	140,000
9	粟国村 粟国村一般廃棄物処理施設	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残 渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H11	6,000	15,000
10	渡嘉敷村 渡嘉敷村一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰)・破砕ごみ	H14	3,000	15,000
11	多良間村 多良間村一般廃棄物埋立処分場	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残渣	H14	3,000	10,000
12	久米島町 久米島町一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残 渣 粗大ごみ その他	H16	5,000	25,000
13	国頭地区行政事務組合 やんばる美化センター	山間	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残 渣	H18	7,200	45,000
14	竹富町 竹富町リサイクルセンター	山間	焼却残渣(主灰) 可燃ごみ 破砕ごみ・処理残渣 粗大ごみ その他	H18	4,300	22,000
15	伊是名村 伊是名村環境美化センター	平地	可燃ごみ 粗大ごみ 不燃ごみ	H18	2,500	11,000
16	与那国町 与那国町一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) その他 焼却残渣(飛灰) 粗大ごみ 不燃ごみ	H19	3,000	11,000
17	那覇市·南風原町環境施設組合 那覇エコアイランド	海面	焼却残渣(飛灰) 選別残渣 溶融不適物	H19	13,000	107,000
18	本部町今帰仁村清掃施設組合 一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ その他	H21	8,800	67,000
19	北大東村 北大東村最終処分場	平地	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H21	900	2,000
20	南大東村 南大東村クリーンセンター	平地	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H22	1,406	4,500



資料 図 3-2 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況

# (3) し尿処理施設整備状況

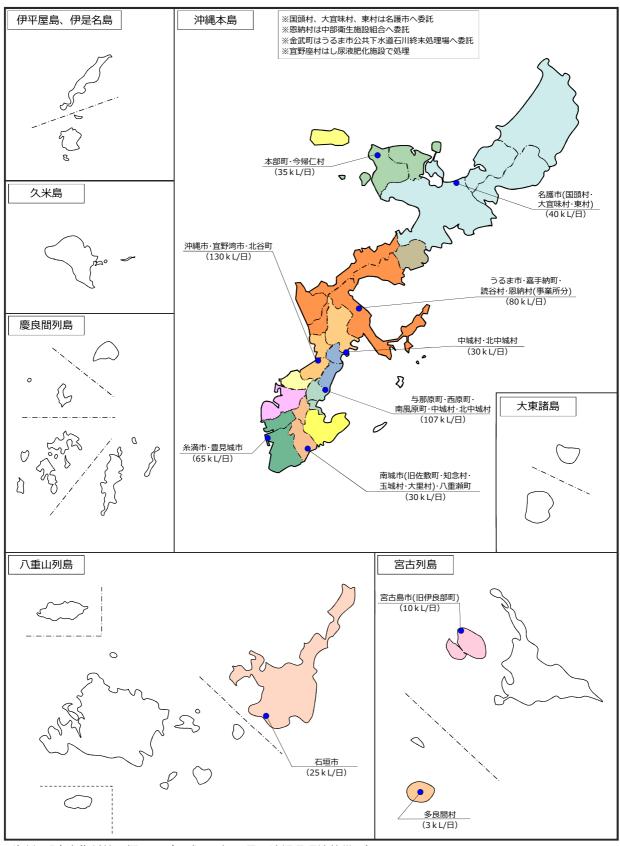
沖縄県内の市町村等において整備されているし尿処理施設は、2016 (平成 28) 年 3 月 末現在 12 施設となっている。

資料 表 3-3 沖縄県内のし尿処理施設整備状況

	実施主体	構成市町村	規 模 ( k L/日)	処理方式	着工年月	竣工年月
1	石垣市	石垣市	25	嫌消	S46.6	S47.6
2	名護市	名護市·国頭村(委託)· 東村(委託)·大宜味村(委託)	40	二段活	S47.8	S48.3
3	東部清掃施設組合 (H27.3 廃止)	与那原町・西原町 南城市(旧佐敷町) ※H26.12 から汚泥再生処理セン ターで処理	30	嫌消	S48.8	S49.1
4	本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町·今帰仁村	35	嫌消	S49.9	S50.6
5	<b>倉浜衛生施設組合</b>	沖縄市·宜野湾市·北谷町	130	嫌消	S51.3	S52.2
6	中城村北中城村 清掃事務組合 (H27.6 廃止)	中城村・北中城村 ※H26.12 から東部清掃施設組合 で処理	30	嫌消	S52.2	S53.2
7	中部衛生施設組合	うるま市·嘉手納町·読谷村· 恩納村(事業所分)	80	二段活 (低希釈)	S53.3	S55.6
8	糸満市豊見城市 清掃施設組合	糸満市·豊見城市	65	二段活 (低希釈)	S55.12	S57.3
9	宮古島市 (旧伊良部町)	宮古島市(旧伊良部町)	10	好気性 (低希釈)	S56.1	S58.3
10	多良間村	多良間村	3	二段活 (低希釈)	S57.11	S58.3
11	島尻消防、清掃組合	南城市(旧佐敷町·知念村·玉城村·大里村)八重瀬町	30	二段活 (低希釈)	S61.2	S62.9
12	東部清掃施設組合 (H27.1 供用開始)	与那原町·西原町·南風原町· 中城村·北中城村	107	固液分離、 希釈方式	H24.12	H26.12

※処理方式の略称は次のとおり

嫌消:嫌気性消化処理 二段活:二段活性汚泥処理 好気性:好気性消化処理

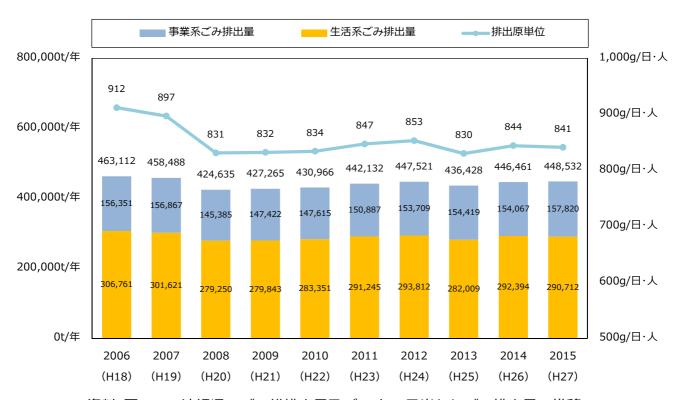


資料:「廃棄物対策の概要」(平成29年1月、沖縄県環境整備課)

資料 図 3-3 沖縄県内のし尿処理施設整備状況

# (4) ごみ排出状況

2015(平成 27)年度における沖縄県全体のごみ総排出量は 448,532 トンであり、1 人 1 日当たりに換算すると 841 グラムとなる。



資料 図 3-4 沖縄県のごみ総排出量及び 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

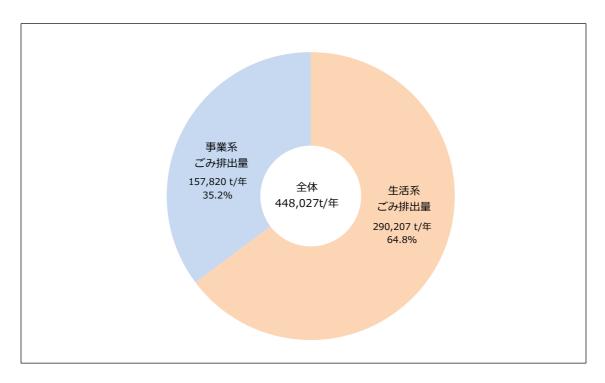
資料 表 3-4 沖縄県のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

項 目 年 度	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t/年)	生活系ごみ 排出量 (t/年)	事業系ごみ 排出量 (t/年)	排出原単位 (g/人・日)
2006 (H18)	1,391,490	463,112	306,761	156,351	912
2007 (H19)	1,396,514	458,488	301,621	156,867	897
2008 (H20)	1,399,376	424,635	279,250	145,385	831
2009 (H21)	1,407,522	427,265	279,843	147,422	832
2010 (H22)	1,415,596	430,966	283,351	147,615	834
2011 (H23)	1,425,622	442,132	291,245	150,887	847
2012 (H24)	1,436,911	447,521	293,812	153,709	853
2013 (H25)	1,441,361	436,428	282,009	154,419	830
2014 (H26)	1,449,332	446,461	292,394	154,067	844
2015 (H27)	1,456,739	448,532	290,712	157,820	841

※ごみ総排出量=生活系ごみ排出量(集団回収量を含む)+事業系ごみ排出量

2015 (平成 27) 年度の沖縄県内の排出形態別ごみ排出量を資料 図 3-5 及び資料 表 3-5 に示す。

ごみの排出形態の傾向は、市部、町部、村部の順で事業系ごみの割合が高くなっている。 全体としては、生活系ごみが 290,207 トン、事業系ごみが 157,820 トンであり、生活系 ごみが全体の約 64.8%を占めている。



資料 図3-5 沖縄県の排出形態別ごみ排出量

資料 表3-5 沖縄県の排出形態別ごみ排出量

資件 秋55 万幅米の折山が恋がこの折山重							
×	分	生活系 ごみ排出量	事業系 ごみ排出量	ごみ総排出量			
市	(t/年)	218,878	121,483	340,361			
(1)	(%)	64.3	35.7	100			
■T	(t/年)	41,573	23,265	64,838			
ш	(%)	64.1	35.9	100			
村	(t/年)	29,756	13,072	42,828			
4.5	(%)	69.5	30.5	100			
合計	(t/年)	290,207	157,820	448,027			
	(%)	64.8	35.2	100			

※構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

# (5) ごみ処理状況

2015 (平成 27) 年度における沖縄県内のごみ処理状況は、直接焼却量が 383,532 トン、焼却以外の中間処理量が 51,359 トン、直接資源化量が 8,072 トン、直接最終処分量が 2,360 トンであり、中間処理量は全体で 445,323 トンとなっている。



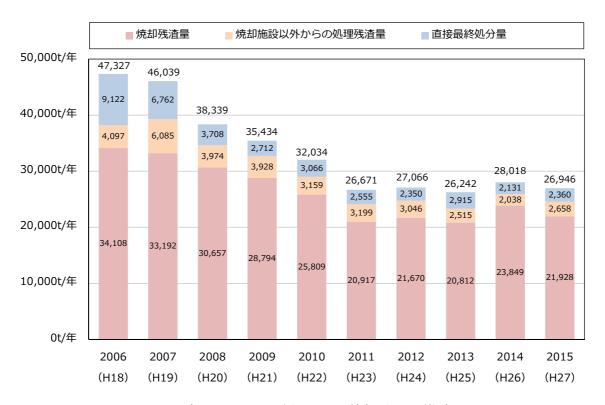
資料 図3-6 沖縄県のごみ処理量の推移

(単位: t/年)

資料 表3-6 沖縄県のごみ処理量の推移

年 度	直接焼却量	焼却以外の 中間処理量	直接資源化量	直接最終処分量	合 計
2006 (H18)	392,647	45,385	9,090	9,122	456,244
2007 (H19)	382,878	53,452	10,614	6,762	453,706
2008 (H20)	365,132	42,832	8,091	3,708	419,763
2009 (H21)	364,026	48,466	8,757	2,712	423,961
2010 (H22)	371,167	47,715	6,682	3,066	428,630
2011 (H23)	373,438	56,723	7,608	2,555	440,324
2012 (H24)	378,930	54,982	8,359	2,350	444,621
2013 (H25)	375,376	49,455	8,242	2,915	435,988
2014 (H26)	382,778	51,324	7,956	2,131	444,189
2015 (H27)	383,532	51,359	8,072	2,360	445,323

2015 (平成 27) 年度における沖縄県内の最終処分の状況は、焼却残渣量が 21,928 トン、焼却施設以外からの処理残渣量が 2,658 トン、直接最終処分量が 2,360 トンとなっており、合計で 26,946 トンとなっている。



資料 図3-7 沖縄県の最終処分量の推移

資料 表3-7 沖縄県の最終処分量の推移 (単位: t/年)

	中間処理後	最終処分量			
年 度	焼却残渣	焼却施設以外 からの処理残渣	直接最終処分量	合計	
2006 (H18)	34,108	4,097	9,122	47,327	
2007 (H19)	33,192	6,085	6,762	46,039	
2008 (H20)	30,657	3,974	3,708	38,339	
2009 (H21)	28,794	3,928	2,712	35,434	
2010 (H22)	25,809	3,159	3,066	32,034	
2011 (H23)	20,917	3,199	2,555	26,671	
2012 (H24)	21,670	3,046	2,350	27,066	
2013 (H25)	20,812	2,515	2,915	26,242	
2014 (H26)	23,849	2,038	2,131	28,018	
2015 (H27)	21,928	2,658	2,360	26,946	

# (6) リサイクル状況

沖縄県における資源化量の推移は2012 (平成24) 年度以降はほぼ横ばいで推移している。

2015 (平成 27) 年度の資源化量の内訳は、直接資源化量が 8,072 トン、中間処理後再 生利用量が 57,046 トン、集団回収が 505 トンとなっている。

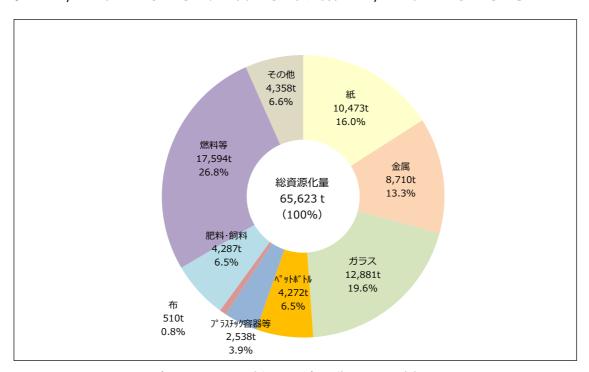


資料表3-8 沖縄県の資源化量の推移 (単位:t/年)

年 度	直接資源化量	中間処理後 再生利用量	集団回収量	総資源化量	
2006 (H18)	9,090	46,437	6,868	62,395	
2007 (H19)	10,614	47,075	4,610	62,299	
2008 (H20)	8,091	42,556	1,054	51,701	
2009 (H21)	8,757	48,386	865	58,008	
2010 (H22)	6,682	46,806	926	54,414	
2011 (H23)	7,608	59,308	815	67,731	
2012 (H24)	8,359	55,309	436	64,104	
2013 (H25)	8,242	57,890	474	66,606	
2014 (H26)	7,956	56,785	443	65,184	
2015 (H27)	8,072	57,046	505	65,623	

2015(平成27)年度に沖縄県において資源化された品目別量を資料 図3-9及び資料 表3-9に示す。

市部では、燃料等、ガラス類、紙類が多く、町部ではガラス類、金属類が多くなっている。 県全体の資源化量は65,623 トンとなっており、内訳としては、燃料等の資源化が最も 多く17,594 トンとなっており、次いでガラス類の12,881 トンとなっている。



資料 図3-9 沖縄県の資源化量品目別内訳

資料 表3-9 沖縄県の資源化量品目別内訳

×	分	紙 類	金属類	ガラス 類	ペット ボトル	プラスチック 容器等	布	肥料飼料	燃料等	その他	合 計
市	(t/年)	8,353	6,206	10,006	3,188	2,505	337	3,348	16,429	2,855	53,227
115	(%)	15.7	11.7	18.8	6.0	4.7	0.6	6.3	30.9	5.4	100
町	(t/年)	1,333	1,442	1,700	671	32	122	825	761	651	7,537
ш	(%)	17.7	19.1	22.6	8.9	0.4	1.6	10.9	10.1	8.6	100
村	(t/年)	787	1,062	1,175	413	1	51	114	404	852	4,859
สม	(%)	16.2	21.9	24.2	8.5	0.0	1.0	2.3	8.3	17.5	100
合計	(t/年)	10,473	8,710	12,881	4,272	2,538	510	4,287	17,594	4,358	65,623
古計	(%)	16.0	13.3	19.6	6.5	3.9	0.8	6.5	26.8	6.6	100

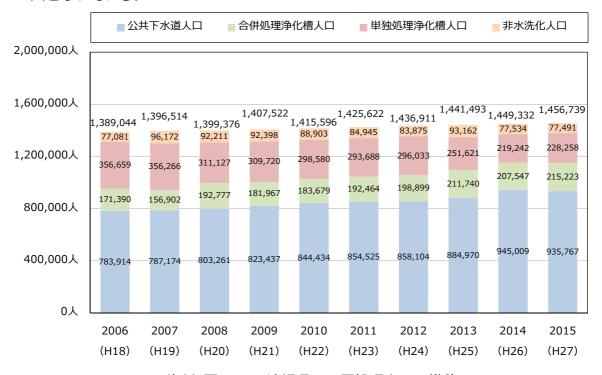
※構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

# (7) し尿処理人口の状況

沖縄県におけるし尿処理人口の推移は資料 図 3-10 及び資料 表 3-10 に示す。

し尿処理人口の推移の傾向としては、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口の割合は 増加傾向にあり、単独処理浄化槽及び非水洗化人口の割合は減少傾向にある。

2015 (平成 27) 年度のし尿処理人口の内訳は、公共下水道人口が 935,767 人、合併 浄化槽人口が 215,223 人、単独処理浄化槽人口が 228,258 人、非水洗化人口が 77,491 人となっている。



資料 図3-10 沖縄県のし尿処理人口の推移

資料 表 3-10 沖縄県のし尿処理人口の推移

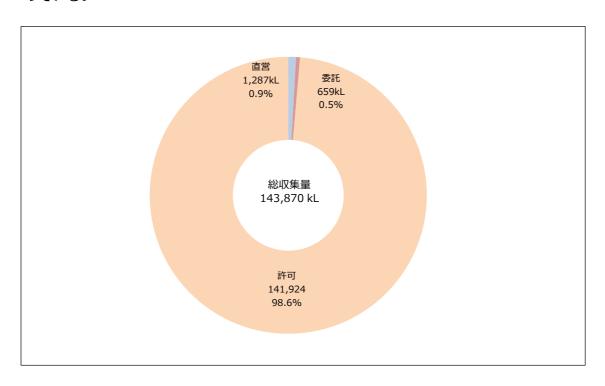
年	度	単位	公共下水道人口	合併処理浄化槽 人口	単独処理浄化槽 人口	非水洗化人口	合 計
2006	(H18)	人	783,914	171,390	356,659	77,081	1,389,044
2000	(1110)	%	56.4	12.3	25.7	5.5	100
2007	(H19)	人	787,174	156,902	356,266	96,172	1,396,514
2007	(П19)	%	56.4	11.2	25.5	6.9	100
2000	(H20)	人	803,261	192,777	311,127	92,211	1,399,376
2008	(П20)	%	57.4	13.8	22.2	6.6	100
2000	(H21)	人	823,437	181,967	309,720	92,398	1,407,522
2009	(П21)	%	58.5	12.9	22.0	6.6	100
2010	(H22)	人	844,434	183,679	298,580	88,903	1,415,596
2010	(ПZZ)	%	59.7	13.0	21.1	6.3	100
2011	(H23)	人	854,525	192,464	293,688	84,945	1,425,622
2011	(П23)	%	59.9	13.5	20.6	6.0	100
2012	(H24)	人	858,104	198,899	296,033	83,875	1,436,911
2012	(П24)	%	59.7	13.8	20.6	5.8	100
2012	(H25)	人	884,970	211,740	251,621	93,162	1,441,493
2013	(П23)	%	61.4	14.7	17.5	6.5	100
2014	(H26)	人	945,009	207,547	219,242	77,534	1,449,332
2014	(П20)	%	65.2	14.3	15.1	5.3	100
2015	(H27)	人	935,767	215,223	228,258	77,491	1,456,739
2015	(П27)	%	64.2	14.8	15.7	5.3	100

※構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

# (8) し尿及び浄化槽汚泥収集の状況

2015(平成27)年度の沖縄県内におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量内訳を資料 図3-11及び資料表3-11に示す。

し尿及び浄化槽汚泥ともに許可業者による収集が最も多く、総収集量の約 98.6%を占めている。



資料 図3-11 沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥収集量内訳

資料 表 3-11 沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥収集量内訳

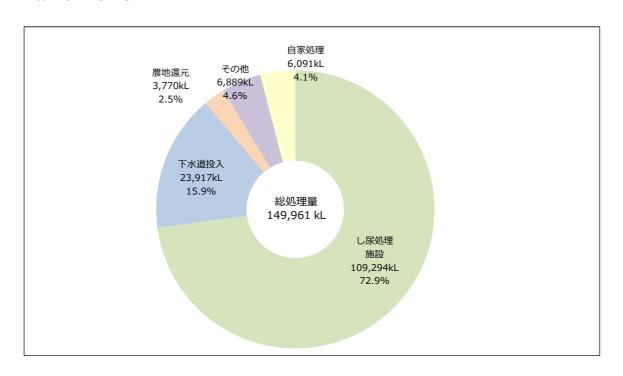
区分		直営	直 営 委 託		合 計
し 尿	(kL)	199	225	20,152	20,576
0 //	(%)	1.0	1.1	97.9	100
浄化槽汚泥	(kL)	1,088	434	121,772	123,294
/子10/16/77//6	(%)	0.9	0.3	98.8	100
合 計	(kL)	1,287	659	141,924	143,870
	(%)	0.9	0.5	98.6	100

※構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

# (9) し尿及び浄化槽汚泥処理量の内訳

2015 (平成 27) 年度の沖縄県内における処理施設等別し尿処理量は、し尿処理施設によるものが 12,761 キロリットルとし尿処理量全体の約 61.9%を占めており、以下その他、下水道投入、農地還元、自家処理の順となっている。

浄化槽汚泥処理量については、し尿処理施設によるものが 96,533 キロリットルと汚泥処理量全体の約 74.6%を占めており、以下下水道投入、自家処理、その他、農地還元の順となっている。



資料 図3-12 沖縄県の処理施設等別し尿及び浄化槽汚泥処理量内訳

資料 表 3-12 沖縄県の処理施設等別し尿及び浄化槽汚泥処理量内訳

区分		し尿処理施設	下水道投入	農地還元	その他	自家処理	合 計
し 尿	(kL)	12,761	2,534	1,828	3,453	42	20,618
<i>O 1/</i> ,	(%)	61.9	12.3	8.9	16.7	0.2	100
浄化槽汚泥	(kL)	96,533	21,383	1,942	3,436	6,049	129,343
/尹16/百/九/16	(%)	74.6	16.5	1.5	2.7	4.7	100
合 計	(kL)	109,294	23,917	3,770	6,889	6,091	149,961
台訂	(%)	72.9	15.9	2.5	4.6	4.1	100

※構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

# 4. 廃棄物処理関係用語集

### あ行

### ■一般廃棄物(いっぱんはいきぶつ)

日常生活に伴って排出されるごみとし尿のことである。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物以外の廃棄物とされている。

一般廃棄物は家庭から排出される生活系一般廃棄物と、商店・事務所等の事業所から排出される事業系一般廃棄物に分けられる。

#### か行

### ■合併処理浄化槽(がっぺいしょりじょうかそう)

し尿および生活雑排水をあわせて処理する浄化槽である。一方、し尿のみを処理する浄化槽を単独 処理浄化槽という。

#### ■基幹的設備改造事業(きかんてきせつびかいぞうじぎょう)

設置後原則として 7 年以上経過した廃棄物処理施設の機械及び装置等で老朽化等の理由により、損傷または機能低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業。

# ■ごみ質 (ごみしつ)

ごみの物理的・化学的性質の総称である。

通常、三成分(可燃分、灰分、水分)、単位体積質量(見かけ比重)、物理組成(種類別組成)、化学組成(元素組成)、および低位発熱量等でその性質を表示する。

# さ行

### ■最終処分場(さいしゅうしょぶんじょう)

廃棄物を最終的に埋立処分する施設のことであり、最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最 終処分場、遮断型最終処分場がある。

#### ①安定型最終処分場

性質が安定していて生活環境上、影響を及ぼすおそれが少ないと考えられる安定型産業廃棄物(安定型5品目)を埋立対象とした最終処分場である。

### ②管理型最終処分場

遮断型最終処分場および安定型最終処分場で処分される産業廃棄物以外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

埋立地内の浸出液が公共用水域を汚染するのを防止するため、しゃ水工や浸出水処理施設を備えている。

#### ③遮断型最終処分場

有害物質が基準を超えて含まれる燃え殻、ばいじん等の有害な産業廃棄物を埋立対象とした最終 処分場である。

### ■産業廃棄物(さんぎょうはいきぶつ)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

# ■循環型社会(じゅんかんがたしゃかい)

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のことである。

### ■焼却残渣(しょうきゃくざんさ)

焼却灰及び焼却飛灰(集じん装置等で回収されるばいじん)の総称。

### ■将来ごみ排出量等予測式 (しょうらいごみりょうとうよそくしき)

#### ①一次傾向線法 Y = a + bt

将来人口やごみ排出量の推計に用いられる式である。この式のbはこの直線の勾配の値で、bの値が正符号を取るときは、上昇傾向線となるが、bの値が負符号を取る場合は下降傾向線となる。 この方法は実績が単調な増減を示す場合は、最も妥当と考えられる。

# ②二次傾向線法 $Y = a + bt + ct^2$

将来人口やごみ排出量の推計に用いられる式である。この方法は人口推定ではあまり整合性が良くないが、ごみ排出量の推計では整合性が良いと言われている。

#### ③一次指数曲線法 $Y = a \times bt$

将来人口やごみ排出量の推計に用いられる式である。この方程式は、一次、二次傾向線係数 a 、 b 、 c が増加又は、減少する方程式であったのに対し、係数 b は一定の割合で増加又は、減少する方程式である。このことから過去のデータが等比級的な傾向のときにあてはめの結果がよいといわれているが、発展性の強い都市以外では、推定が大きくなることがある。

#### ④べき曲線法 Y = Yo+At<sup>a</sup>

将来人口やごみ排出量の推計に用いられる式である。この方法は、比較的あてはまりが良く、多くの都市の人口推定に適用できると言われている。

⑤ロジスティック曲線法 
$$Y = \frac{K}{b-at}$$

将来人口やごみ排出量の推計に用いられる式である。この方法は、人口増加の法則の研究から導かれたもので、人口増加速度は、そのときの人口の大きさに比例するが、同時にそのときの人口の大きさに関係する抵抗を受けると言う理論によって定式化された式である。

人口が無限年度にゼロで、時の経過とともに漸増し、中間で増加率が最も大きく、その後の増加率が減少し、無限年後に飽和に達するような曲線を持とうとする方法である。

また、各変数等は、Y:計画年における人口(人)、Yo:基準年における人口(人)、t:計画年数(年)、to:基準年数(年)、e:自然対数、K:飽和人口、A,a,b,c,d:実績値から求められる定数。

### た行

# ■堆肥化、コンポスト化 (たいひか、こんぽすとか)

廃棄物の処理における堆肥化とは、特に有機性廃棄物(生ごみ、木枝等)を、好気性微生物によって発酵分解し、堆肥を作ることを指す。

#### ■単独処理浄化槽(たんどくしょりじょうかそう)

し尿のみを処理する浄化槽である。生活雑排水は、未処理のまま放流する。平成 13 年以降は、浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止されている。

#### ■厨芥 (ちゅうかい)

調理場からでる滓(かす)や屑、野菜屑および残飯等が厨芥に該当し、一般的に生ごみと同義で使用される。

# ■中間処理(ちゅうかんしょり)

廃棄物の最終処分(埋立てなど)や資源化を行うために、廃棄物を処理する工程をいい、ごみの焼却や有害物質を含む廃棄物の固形化(コンクリートによる有害物質の封じ込め)、選別、圧縮、梱包などの処理をいう。

# な行

# ■熱回収、サーマルリサイクル(ねつかいしゅう、さーまるりさいくる)

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例がある。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。なお、熱回収はサーマルリカバリーともいう。

### ■農業集落排水処理施設(のうぎょうしゅうらくはいすいしょりしせつ)

農業集落において、し尿および生活雑排水をあわせて処理する施設である。集落内の各家庭からの 排水を管渠で集めて集合処理する施設である。

# は行

### ■バイオマス (ばいおます)

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄さ

れる紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

# ■排出原単位(はいしゅつげんたんい)

1 人 1 日当たりごみ排出量のことを排出原単位という。単位はグラム/人・日である。一般には、住民が排出する生活系ごみの他、事業所等から排出される事業系ごみも含まれる。生活系ごみのみで 1 人 1 日当たりごみ排出量を算出することもある。

# ら行

# ■リサイクルプラザ (りさいくるぷらざ)

リサイクルプラザは、粗大ごみの処理、不要品の補修、再生品の展示等のための機能等を有する施設である。

#### 英数字

### ■4R (ふぉーあーる、よんあーる)

リフューズ (Refuse): 断る、リデュース (Reduce): 発生抑制、リユース (Reuse): 再使用、リサイクル (Recycle): 再生利用の4つの頭文字をとったものである。

#### ①リフューズ (Refuse)

不要な物を断ることである。例えば、スーパーのレジ袋や割りばしを断ること等が該当する。

#### ②リデュース (Reduce)

廃棄物の発生を抑制することである。例えば、食品ロスを減らしたり、製造業者が生産工程から 出るごみを減らしたり、製品の寿命を長くし、廃棄物として排出を抑制したりすることである。

#### ③リユース (Reuse)

使用を終えた製品を、形を変えずに再度使用することである。例えば、不要になったものを他者 に譲ったり、売ったりして再び使用することである。

# ④リサイクル(Recycle)

廃棄物を製品の原料として再生利用することである。一般的には、紙、鉄くず、アルミくず等について精製等を行い、資源として再生利用することである。

リサイクルは、住民レベルでは、ごみを分別排出することにより取り組むことができるが、最終的には、大がかりなプラント等による処理が必要であり、コストがかかる。

# 一般廃棄物処理基本計画

平成 30 年 3 月

策 定 者



中城村 住民生活課

〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村字当間 176 番地 TEL(098)895-2131 代表

作成委託



株式会社 沖縄チャンドラー

〒900-0002 沖縄県那覇市曙 3 丁目 18 番 26 号 TEL(098)862-5871 代表